



Title	フィンランドの対ソ関係, 1940-1941年 : 「継続戦争」前史に関する覚書
Author(s)	百瀬, 宏; Momose, Hiroshi
Citation	スラヴ研究, 16, 209-249
Issue Date	1972
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5022
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000112949.pdf



フィンランドの対ソ関係 1940—1941年

——「継続戦争」前史に関する覚書——

百 瀬 宏

緒 言

「ヒトラーがソ連攻撃を開始した時、フィンランド領内には移動通過中のドイツ軍隊が存在した。このゆえにソ連はフィンランドにたいして軍事行動を開始した。ヒトラーは東方作戦開始にあたりラジオ演説を行ない、そのなかで、ドイツ人がフィンランド人と『同盟』して、北氷洋沿岸に立っていると述べた。これを世界では、フィンランドが故意にドイツと同盟を結ぶにいたったものと解釈した。このようにしてフィンランドは、その意に反しふたたび戦争に突入することとなったのである」¹⁾。第2次大戦の初期、1939年11月30日から1940年3月13日にかけてソ連と「冬戦争」(Talvisota)を戦わねばならなかったフィンランドは、15ヵ月後の1941年6月26日、ふたたびソ連と「継続戦争」(Jatkosota)を戦うこととなったのであるが、ここに引用した一文は、この後者の方の開戦経過についてのフィンランドの一歴史教科書の叙述である。1971年5月8日付のフィンランドの中立紙『ヘルシンギン・サノマット』の報ずるところによれば、フィンランドの国会において「人民民主同盟」(SKDL)所属の一議員がこの叙述を「歴史の勝手な解釈」として問題とし、文相が改訂の必要を認めた、とのことである。これは、「継続戦争」の開始という、小稿執筆より30年以前の事件の解釈が、現在なお、フィンランドの政治的イシューといたかに深くかかわっているかを、あらためて筆者に認識させたのであった。

前掲の教科書の叙述は、「継続戦争」勃発の経過を、当時のフィンランド人一般の目に映じた現象的事実に即して迎ったものといえるであろうが、このひとつながりの現象的事実の背後にある経過をいかに解釈するか、の問題は、ナチ・ドイツの対ソ戦争へのフィンランドの参加意思の有無を焦点として、第2次大戦後のフィンランドの論壇、また内外の歴史研究者の間で論じられてきたのであった。その結果、以下の「研究史」の部分で見ると、事実関係についてはかなり解明が進んできたといえるであろう。かねて筆者は、これら欧米学界の研究成果を消化して「継続戦争」前史を再構成するとともに、嘗て行なった「冬戦争」前史としてのフィンランドの対ソ関係史研究²⁾の延長線上において「継続戦争」にいたるフィンランド外交の論理を明らかにすることを企ててきた。しかし、史料の蒐集がなお基本的に不十分であることと、筆者の研究が進んでいないために、後日の研究の素材としての粗笨なノートにとどまることを付記しておかなければならない。

小稿の構成としては、第1～3章において、まず、「冬戦争」の終結から「継続戦争」

1) フィンランドの歴史教科書 *Vuosisadat vierivät* [数世紀のうつりかわり] の一節。ただしフィンランドの新聞 *Helsingin Sanomat*, 8-5-1971 よりの再引用。

2) 小著『東・北欧外交史序説—ソ連=フィンランド関係の研究—』(東京：福村出版, 1970)。

の勃発にいたるまでのフィンランドの対ソ関係を軸に、同国をめぐる国際環境とそれについてフィンランド側の対応を概観した。その場合、フィンランドの内政と外交の関係は、一般的な意味においてばかりでなく、対ソ戦争への参加と内政上の右傾化の平行現象が従来漠然と指摘されている点からも、検討されるべき重要な問題であるが、小稿では行きずりにしか観察しえなかった。ところで、「継続戦争」にいたる時期のフィンランド政府の対ソ政策の論理を明らかにするためには、その批判ないし反対勢力の論理を対置させることが有効であろう。この目的で、本稿においては、第4章において、まず政府内部の批判勢力としての駐ソ公使パーシキヴィ Juho K. Paasikivi の言動を、第5章においては、政府の外に身をおいた立場からの批判・反対運動として、社会民主党左派の『自由の言葉』グループおよび『ソ連・フィンランド友好協会』(以下、SNS と略称)の動向をとりあげて検討した。その理由は、第1に、この時期の外交批判勢力としては社会主義者の運動が顕著であったからであり、第2には、かれらにとり、「社会主義国家」としてのソ連をいかに見るか、という重要な問題が提起されていたからである。

*ここで行論に先立ち、本テーマ関係の公文書史料につき触れておこなうなら、この時期に関しては、フィンランド・ソ連ともにその対外政策関係のアルヒーフは閉されたままであり、また、刊行された外交文書集としてはフィンランド政府刊行の『青白書』(*Finland Reveals Her Secret Documents on Soviet Policy, March 1940-June 1941: The Attitude of the USSR to Finland after the Peace of Moscow*, with a preface by Hjalmar J. Procopé, Minister of Finland to the United States. New York: Wilfred Funk, 1941. 以下、引用に当っては、*The Blue-White Book* と略称する)が唯一のものである。ただ、フィンランドの戦争責任裁判法廷(後述)に、被告となった旧政治指導者の関係文書や証言が提出され、その記録(Sotasyyllis-oikeuden pöytäkirjat 略号 SSO)はフィンランド政府の許可を得て披見できることとなっているが、小稿の筆者は、まだその機会を得ていない。以上のほかに、当時のフィンランドの対ソ関係に外側から照明を与える公文書としては、第三国のそれがある。ドイツの外交・軍事関係の公開アルヒーフは、それらの中でももっとも重要な意味をもつが、筆者はこれを利用しておらず、わずかに公刊ドイツ外交文書集の該当巻(*Documents on German Foreign Policy 1918-1945, Series D (1937-1945)*. Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.のうち、IX, *The War Years, March 19-June 22, 1940 (1956)*; X, *The War Years, June 23-August 31, 1940 (1957)*; XI, *The War Years, September 1, 1940-January 31, 1941 (1960)*; XII, *The War Years, February 1-June 22, 1941 (1962)*. それぞれ GDFP, IX, X, XI, XII と略称)を利用しえたのみである。ほかに、アメリカの外交文書集(*Foreign Relations of the United States, Diplomatic Papers*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Officeのうち、1940, I, *General*; 1941, I, *General, The Soviet Union*. それぞれ、FRUS, 1940, I, 1941, I. と略称)が、有益である。このように筆者が小稿執筆に当って参照しえた基本史料はきわめて限られている。また、フィンランドの外交文書は、本来相当量焼失しているうえに、その主要なものは戦争責任裁判法廷に提出され、フィンランド人による研究はそれらに依拠していること、またドイツの外交・軍事関係アルヒーフは、後述のクロスビーの研究において徹底的に検討され、その中重要史料はかれの『フィンランドの選択』末尾にフィン語訳されて掲載されていること、から、それらのいわば二次的史料からの孫引き³⁾を通じて、小稿といえども覚え書的に事件の輪郭を描き出すことは可能であると、考えた次第である。なお、以上以外の基本史料(回顧録等)は、行論中に逐次提示することとしたい⁴⁾。

3) 後出クロスビーからの上記史料引用に当っては、Krosby, *Suomen valinta*, Asiakirja [文書] n:o 45. などとして明示する。

4) ただし、行論中比較的多く引用される次の二つの回顧録については次記のような略号を引用に当り

問 題 史

1944年9月19日、ソ連・フィンランド間に休戦条約⁹⁾が成立し、3カ年有余にわたる東隣りの大国との戦争に疲弊したフィンランドは、破滅の道を進むナチ・ドイツとの共同戦線より辛うじて離脱することをえたのであった。フィンランドは、ソ連共産党中央委員ジダーノフ A.A. Жданov を委員長とし、実質的にはソ連の機関である「連合諸国監視委員会」(Liittoutuneiden valvontakomissio)¹⁰⁾の監視のもとに、休戦条約のもろもろの条項を履行していかなければならないことになった。ところで、この休戦条約は、領土の割譲、3億ドルの賠償支払、「親ヒトラー団体」の解散と並んで、「戦争犯罪人」を自らの手で処罰する義務を、フィンランドに負わせていた⁷⁾。フィンランド政府は、国内法上の根拠を欠くとの理由から、いわゆる戦争責任者の裁判を逡巡していたが、連合諸国監視委員会は1945年8月8日、フィンランド政府にたいし、それ以上問題の解決が遅れるならば、その実行は戦勝国の手に委ねられる旨を警告し、かつ「戦争責任者」の処罰を規定した新たな立法措置を勧告したのであった⁸⁾。かくてフィンランド政府は、1941年の対ソ戦争突入や戦時中に平和回復を妨げたことに関し政府当局者を「公職の地位乱用」のかどで懲役刑に処するという「戦争責任法案」を時限立法のかたちで国会に提出し、国会はこれを129対11で可決成立させたのであった。

この「戦争責任法」にもとづいて、元大統領リュティ Risto Ryti をはじめとする8名の政治指導者が裁判に付せられた。ところが、判決文が作成され言渡しが行なわれる予定の前日、すなわち1946年2月18日になって、監視委員会副議長サヴォネコフはフィンランド首相パーンキヴィにたいし、委員会が判決について事前に相談を受けていなかったという理由で、判決言渡しを延期すべきこと、および被告中リュティら5名については5年ないし10年の刑を科すべき旨を伝えたのであった⁹⁾。裁判官は審議をしなおい、2月21日、法廷は、全被告を有罪とし、リュティに10年の刑を科したのを最高に、監視委員会の勧告を容れた判決を下したのであった¹⁰⁾。ところで、この裁判においては、被告らは、「継続戦争」の勃発事情に関しては、フィンランドが1940年9月以来、ナチ・ドイツと極秘裡に協定を結び、ソ連にたいする挑発されざる侵略を準備した、というニュルンベル

用いることとする。

引用略符号

文

献

Mannerheim, *Minnen*, II Gustaf C. Mannerheim, *Minnen* [回顧録.] (Helsingfors, 1952), II
Paasikivi, *Toimintani*, II Juho K. Paasikivi, *Toimintani Moskovassa ja Suomessa 1939-1941*
[モスクワとフィンランドにおける私の活動] (Helsinki: WSOY, 1958), II.

- 5) この条約は正式には、フィンランドと、ソ連・イギリスの間に結ばれたものである。
- 6) この機関には全部で160名程の人員が所属していた。ソ連人が大部分であったが、イギリス人も若干名加わった (Aulis Blinnikka, *Valvontakomission aika* (Porvoo: WSOY, 1969), ss. 6-8.
- 7) 「フィンランドは戦争犯罪人の逮捕とその裁判にあたって連合諸国に協力する責任を負う」(休戦条約第13条)。
- 8) Blinnikka, *op. cit.*, s. 124.
- 9) *Ibid.*, ss. 129-131.
- 10) 各被告が科された刑は、次のようであった (*Ibid.*, s. 131)。

ク軍事裁判法廷におけるソ連検察官の主張をそのまま下敷きにした論旨で訴追され、断罪されたのであって、ニュルンベルク法廷に提出された元ドイツ軍人ブシェンハーゲン大佐 Erich Buschenhagen の宣誓口供書が、その有力な証拠とされていた。これにたいして、被告・弁護人側は、フィンランドは、ソ連による挑発されざる侵略の結果、自衛のために武器をとらざるをえなくさせられたものであって、ドイツとは、ソ連攻撃のとりきめなどは、文書でも口頭でもなしていない、と反論したのであった¹¹⁾。ここに注目すべきことはのちにフィンランド国連大使ヤコブソン Max Jakobson が、第2次大戦後のフィンランド外交を扱った概説書の中で当時を回顧して、「戦争責任法」はフィンランドにおける法の正義の根本理念に反するものであり、裁判官にとっても被告にとっても不愉快なものであったと述べるとともに、裁判官も被告も、「このように原理を犠牲にすることも、フィンランド人が自己の運命をわが手に握るための代価の一部なのであると信じて行動したのであり、国民・国家に奉仕するという精神からこの裁判でそれぞれの役割を演じたのである」と指摘している¹²⁾ ことであろう。「戦争責任裁判」はこのような性質のものであったが、同時にまた、「戦争責任者」の追及が、「継続戦争」後期に次第に抬頭した「平和的反対派」(Rauhanoppositio)によって要求されていたことも、無視することはできない¹³⁾。

「戦争責任裁判」の問題は、ともかくも1946年に終り¹⁴⁾、これと並んで、休戦条約に規定されているところの他のもろもろの義務をもフィンランドは履行してゆき、そのように誠実さをみせることによってソ連の疑惑を解消し信頼関係を確立していこうとするパーシキヴィの政策は功を奏していった。1947年には講和条約、ついで1948年にはソ連との「友好・協力・援助条約」(Ystävyys-, yhteistyö ja avunantosopimus)が結ばれ、その条約に盛られたフィンランドの中立保証的性格は、1956年のポルッカラ (Porkkala) よりのソ連海軍基地の撤去によって、一段と強まった。そして、このような中で、「戦争責任」問題は、政治的イシューとして、あるいは「継続戦争」の原因もしくは背景をいかにみるかという、歴史の教育・研究上の問題として存続しつづけることとなった¹⁵⁾。とくに歴史研究の分野においては、「継続戦争」の原因論は、次第に本格的な歴史研究のテーマと

リュティ	Risto Ryti	元大統領	10年
ランゲル	J.W. Rangell	元首相	6年
リンコミエス	E.J. Linkomies	元首相	5年6ヶ月
タンネル	V. Tanner	元蔵相	5年6ヶ月
ラムサユ	C.H.W. Ramsay	元外相	2年6ヶ月
クッコネン	A. Kukkonen	元教育相	2年
レイニッカ	T. Reinikka	元蔵相	2年
キヴィマキ	T. Kivimäki	元駐独公使	5年

11) Blinnikka, *op. cit.*, s. 128

12) Max Jakobson, *Finnish Neutrality: A Study of Finnish Foreign Policy since the Second World War* (London: Hugh Evelyn, 1968), p. 30.

13) Yrjö Soini, *Kuin Pietari hiilivalkealla: Sotasyyllisyyssasian vaiheet 1944-1949* [火明りに照されたペテロのように一戦争責任問題の諸段階—] (Helsinki: Otava, 1966), ss. 81-83.

14) 「戦争犯罪」の今一つの範疇であるところの国際法規違反関係の裁判は、フィンランドでは行なわれなかった。

15) 以下の行論からは省くが、「継続戦争」背景の研究史上の重要な文献として、John H. Wuorinen (ed.), *Finland and World War II, 1939-1944* (New York: Ronald Press, 1948) がある。その成立由来について、前掲小著 13ページ参照。

して、フィンランド国内においてのみならず、国際的にもとりあげられるようになった。しかも、その場合、注目すべきは、フィンランド内外で研究者のとりくみ方に差異がみられることであり、フィンランド人の歴史家がこのテーマをとりあげることと比較的慎重であるのにたいして、諸外国とくに米英の歴史研究者はかなり大胆にこの問題ととりくんできたといえるであろう。かくして、フィンランド人研究者ではコルホネン Arvi Korhonen と¹⁶⁾ヤランティ Heikki Jalanti¹⁷⁾が、アメリカ人ではルンディン C. Leonard Lundin¹⁸⁾とクロスビー H. Peter Krosby¹⁹⁾が、そしてイギリス人ではアプトン Anthony F. Upton²⁰⁾が、それぞれにこの問題についてモノグラフを書き、かくして「継続戦争」の背景論は、第二次大戦史の中でも研究の盛況をみせるテーマの一つとなっている。

これらの研究書全般をつうじて特徴的な点は、ひとつには、さきに紹介したような「戦争責任裁判」における検察側と被告側の相対立する主張のいずれかを継承もしくは発展させた仕事が多いことであり、ふたつには、お互いに相手の系列の中に論敵を設定して研究を行なっている傾向が強いことである。そしてこれらの論議は、いずれも、フィンランドが1940年9月以来ナチ・ドイツ軍の国内通過を容認したことの評価をめぐって行なわれている。フィンランド政治指導者を批判する側に立つのはルンディンとアプトンであってルンディンは、フィンランド側が2度めの対ソ戦争を免がれるためにドイツに約束を与えなかったというのは公式的な態度に過ぎず、真意はソ連側に第一撃を発たしめることによって「冬戦争」の報復戦争——のちには征服戦争に乗り出すことにあった、とし²¹⁾、アプトンはまた、かつてフィンランドの政治家ケッコネン Urho Kekkonen が「英雄的自殺」(Sankarillinen itsemurha)と名づけた²²⁾フィンランド国民の非合理主義と、それに乗った「冒険的で幻想的な」指導者を断罪したのであった²³⁾。これにたいしコルホネンは、ルンディンが回顧録の類のみを用いて偏見で歴史をつづっていると非難し²⁴⁾、主としてドイツ外交文書に拠りつつ、フィンランドがドイツ側にたいし、自衛のために立ちあがる決意はあっても自ら対ソ戦争の開始者となることはない旨を、「数えきれない程幾回も」通告し

16) Arvi Korhonen, *Barbarossa-suunnitelma ja Suomi* [バルバロッサ計画とフィンランド] (Porvoo: WSOY, 1961).

17) *Suomi puristuksessa 1940-1941* [圧力下のフィンランド] (Helsinki: Tammi, 1966).

18) C. Leonard Lundin, *Finland in the Second World War* (Bloomington: Indiana University Press, 1957).

19) H. Peter Krosby, *Nikkelidiplomatiaa Petsamossa 1940-1941* [ペッツァモにおけるニッケル外交] (Helsinki: Kirjayhtymä, 1966). その英語版は, *The Same, Finland, Germany and the Soviet Union, 1940-1941: The Petsamo Dispute* (Madison, Milwaukee: The University of Wisconsin Press, 1968). および *Suomen valinta 1941* [フィンランドの選択] (Helsinki: Kirjayhtymä, 1967).

20) Anthony F. Upton, *Finland in Crisis 1940-1941: A Study in Small-Power Politics* (Ithaca: Cornell University Press, 1965).

21) Lundin, *op. cit.*, p. 112.

22) Pekka Peitsi [Urho Kekkonen], *Tässä sitä ollaan* [われらの立つところ] (Helsinki: Tammi, 1944), s. 59.

23) Upton, *op. cit.*, p. 293.

24) コルホネンは、ルンディンを次のような言葉で非難する。「およそ名誉ある研究者で、手に入るあらゆる史料をまず用いるという苦勞もせず、自己の生存のためにたたかっている国民を告発する書物を敢えて書こうとする者はいないであろう」(Korhonen, *op. cit.*, s. 19)。

た事実を挙げて、「『バルバロッサ作戦』が始まった時、〔フィンランドは〕自働的にその圏外に立った²⁵⁾」のだと主張するのである。さらに興味深いのはクロスビーであり、10万枚におよぶドイツ公文書類の検討をつうじて、ルンディンとアプトンにたいする批判を一貫した基調としながらも、コルホネンにたいする批判をも結果として含むような労作を生みだしているのである。すなわち、クロスビーは、とくに1941年5月以降のフィンランド・ドイツ間の軍事協力の存在を認め、さきに紹介したルンディンの結論を半ば肯定する点においてコルホネン的な見解を批判していると同時に、最も重要なことは、フィンランドのそうした到達点ではなくして、そこへフィンランドを追い込んでいった、「冬戦争」以来の経過であることを、主張しているのである。

これらの研究を概観してひときわ強く浮び上がってくることは、フィンランドの対ソ戦争「参加」事情の評価をめぐる二つの見解の潮流が、実は、それら研究者の第二次大戦史にたいするアプローチの仕方如何と密接に関連していることであろう。端的に言って、フィンランド政府指導者の「戦争責任」を指弾する立場に立つルンディンやアプトンは、ファシズム勢力対民主主義勢力の対決としての第二次大戦史像の大枠の中で「継続戦争」の背景をテーマにとりあげ、これにたいしてコルホネンやクロスビーは、フィンランドの対ソ関係史を、それ自体としてまず扱おうとしている傾向が窺われる。すなわち、ルンディンはその著書の冒頭で、1930年代にフィンランドを含めたヨーロッパ諸国が直面していた最大の問題として、内と外からのファシズムの脅威を挙げ、第二次大戦後におけるアメリカ学界論壇のソ連・フィンランド戦争観がいわば米ソ冷戦状況下にこの点の認識を欠いていたことを批判するのであり²⁶⁾、またアプトンも、前掲の著作を含めてフィンランドの政治史を、ほぼ同様な観点から扱ってきたのであった²⁷⁾。これにたいしてクロスビーは、「ヒトラーの側に立って進む個人や国家は、すべてわれわれの敵である」という独ソ戦争開戦の日のチャーチルの言葉が典型的に表わしているような、戦時中の宣伝合戦の文脈の中で戦後もフィンランドが扱われてきたとし、「歴史家の任務は、あれこれの政治家や統治組織や道徳律を弁護したり糾弾したりすることではない。仕事をするにあたって歴史家は、客観的な研究者で、そしてもし可能ならば公平な観察者でなければならない²⁸⁾」という主張を自己の仕事の前提として据えており、またコルホネンも、ルンディンが第二次大戦当時のフィンランドを「民主主義が支配してはおらず、ナチズムの影響によって誤り導びかれた国」として描いていることを非難²⁹⁾、かつ、ルンディンが、事の経過を理解するという歴史研究の古くからのルールを守っていないと攻撃しているのである。

25) *Ibid.*, s. 322.

26) Lundin, *op. cit.*, p. 10.

27) たとえばアプトンの次の論稿は、ファシズムに関する共同研究作業の中で「フィンランド・ファシズム」を扱ったものであり、フィンランドの歴史家からはその「ステレオタイプのな映像」を批判されている。A. F. Upton, "Finland," in *European Fascism*, ed by S. J. Woolf (London and Edinburgh, 1968). その書評は、"Lapuanliikkeen ongelmat selvitetty?" [ラプア運動の諸問題は解明されたか], *Historiallinen Aikakauskirja* [史学雑誌], 1970, n:o 3, 260-262.

28) Krosby, *Suomen valinta*, s. 11.

29) Korhonen, *op. cit.*, s. 19. しかし、引用文のようなコルホネンの要約は、ルンディンの見解の誇張というべきであろう。

I. 1940 年 春 — 夏

冬戦争の終結後のソ連・フィンランド関係に最初に起った波乱は、いわゆる北欧防衛同盟³⁰⁾の構想がソ連の容喙によって挫折した事件であった。すでに冬戦争の末期、フィンランドが対ソ戦争を継続するか、それとも対ソ和平に踏み切るかの選択に立たされていた当時に、フィンランド政府は、後者の道を選ぶ前提として、スウェーデン政府からフィンランドとノルウェー・スウェーデン間の防衛同盟の提唱者となる旨の口約をとりつけていた。フィンランド政府としては、たとえ講和が成立したとしても、ソ連がふたたび新しい要求を突きつけて戦争になる恐れがあると考えており、その際のフィンランドの安全保障を、このような北欧諸国間の同盟に求めていたのであった³¹⁾。そして関係諸国は、冬戦争の終結とともに、かかる同盟の方向に動きはじめていた。ところが、3月16日、ソ連外務人民委員モロトフ B. M. Молотов は、スウェーデン政府にたいし、ノルウェー国会議長ハンブロ C. J. Hambro が14日になした、フィンランド領の回復を支持する旨の発言をとらえて、北欧同盟はフィンランド人の復讐主義の具にほかならず、スウェーデン・ノルウェーの中立に反すると申入れた³²⁾。ついで3月20日タス通信は、北欧同盟が反ソ的なものでありソ連・フィンランド間の講和条約（以下、本論稿では「モスクワ講和条約」と呼ぶ）に反するがゆえに、ソ連政府は反対であると報道し³³⁾、翌21日には、モロトフは、駐ソ・フィンランド公使パーシキヴィにたいし、同様趣旨の申入れをしたのであった³⁴⁾。このソ連の圧力にたいし、スウェーデン政府は一時は抵抗の姿勢を示したが、結局は同盟構想を放棄せざるをえなかった³⁵⁾。

北欧防衛同盟の挫折というこの事件は、以後のフィンランドの国際的位置さらにはソ連・フィンランド関係のあり方を、方向づける役割を果たしたといえるであろう。北欧同盟にたいするソ連政府の反対がハンブロの慎重を欠いた発言といった単純な理由にもとづくものではなく、より基本的な方針によるものであったろうことは、外部の観測者が一様に推測しているところである³⁶⁾。そこから顕著に窺われることは、パーシキヴィが回顧録の中でいみじくも指摘しているように、ソ連が、独ソ不可侵条約によって自己の「勢力圏」内に編入したフィンランドにたいして、たんに軍事戦略上の要点を確保するだけでは満足せず、さらにフィンランドを自己の政治的影響下におこうと意図していたことであろう³⁷⁾。フィンランドを含む北欧中立同盟の構想は、このようなソ連の勢力圏構想と原理的にあいられないのであった。ソ連がフィンランドを含む北欧中立同盟の成立を容認することによ

30) フィンランド政府青白書英語版の解説中には、Northern Defensive Alliance なる表現が用いられている (*Blue-White Book*, p. 6)。

31) Väinö Tammer, *The Winter War : Finland against Russia 1939-1940* (Stanford, California : Stanford U. P., 1950), pp. 184-185.

32) Paasikivi, *Toimintani*, II, 1.

33) *The Blue-White Book*, Document 4.

34) *The Blue-White Book*, Document 5.

35) Jalanti, *op. cit.*, s. 63.

36) Paasikivi, *Toimintani*, II, 51; Upton, *op. cit.*, p. 52.

37) Paasikivi, *Toimintani*, II, 62.

って、はたして北欧全体が第2次大戦の圏外にとどまりえたか疑問である³⁸⁾にしても、上述のソ連の介入が、フィンランド政府にとって、北欧中立国との提携に自国の安全保障を求める道を閉じたことは事実であった。

このうち、ソ連・フィンランド関係は、しばらく小康を保っていた。ソ連側がフィンランドにたいして示す強い猜疑がしばしば問題を起すことはあっても³⁹⁾、ともかくもソ連側は、両国間の難問題がモスクワ講和によってすべて解決された、との見解を表明していた⁴⁰⁾。ところが、このような情勢は、1940年6月下旬から7月上旬にかけてソ連が一連の新たな要求をフィンランドに突きつけるにおよんで、一変した。まず、6月23日、モロトフはパーシキヴィにたいして、ソ連との国境に程近いフィンランド領ペツァモ Petsamo のニッケル鉱床に関し、利権をソ連に与えるかあるいはソ連・フィンランド両国の合弁会社をつくることを要求した⁴¹⁾。6月27日フィンランド政府はパーシキヴィをつらじて、ニッケル鉱床の利権は英加トラストに与えられている⁴²⁾のでソ連の要求には応じられないが、同鉱床産出のニッケル鉱の50パーセントをソ連に売却できると回答した。ところがモロトフは、ソ連は「鉱床でなく、地域そのものとそこに存在するニッケルに、恒久的に関心があり」、また「イギリス人は同地域から一掃されねばならない」と述べて、譲歩の色を見せなかった⁴³⁾。

ニッケル鉱床問題につづいてソ連がフィンランドに提出したのは、冬戦争前以来暫く背景に退いていたところのオーランド Åland (瑞)、Ahvenanmaa (芬) 群島の非武装化に関する要求であった。すなわち、6月27日モロトフは、パーシキヴィにたいし、ソ連のオーランド群島にたいする考えは1939年春当時と変わっていないことを明らかにし、フィンランドが同群島の武装を撤去するか、あるいは同群島をソ連と共同で武装することを求めた⁴⁴⁾。これにたいしフィンランド政府は、7月3日回答し、群島から兵を引揚げ軍事

38) フィンランド軍総司令官マンネルヘイムは、その回顧録の中でソ連外交が長期的見通しに欠けていたとして、もし北欧同盟が成立していれば、ヒトラーは、ノルウェーを攻撃しなかったかも知れない、また、敢えて攻撃したとすれば、フィンランドは同盟を通じて自働的に反ヒトラーの陣営へ入ることとなり、ソ連の欲したレニングラードの安全は強化されたであろう、と述べている (Mannerheim, *Minnen, II*, 242)。しかし、ヤランティはたとえソ連が認めたとしても、ヒトラーのノルウェー侵攻までに北欧同盟が成立したか疑問である、としている (Jalanti, *op. cit.*, s. 65)。

39) その好例を挙げれば、講和後駐フィンランド・ソ連公使となったゾートフ И. С. Зотов は、赴任の日たまたままったく別の理由からヘルシンキ市に掲げられている半旗を自分にたいする示威であるとして、ただちに抗議した (Wuorinen, *op. cit.*, p. 81)。

40) モロトフは、この旨を、1940年3月21日パーシキヴィ公使にたいし (*The Blue-White Book*, Document 5)、また3月29日の最高会議演説において述べている。

41) *The Blue-White Book*, Document 14.

42) 元来このニッケル鉱床はその埋蔵量があまにも巨大なため、フィンランド政府はその開発を英・加ニッケル・トラストに委ねていた。フィンランド政府は、1934年に、ロンドンのモンド・ニッケル会社 The Mond Nickel Company に長さ28マイル、幅2マイルのこのニッケル鉱床に関し50年間にわたる利権を与えた。モンド・ニッケル会社は、世界のニッケル生産のうえで独占的な地位をもつカナダの国際ニッケル会社 The International Nickel Company の完全な子会社であった (Krosby, *The Petsamo Dispute*, pp. 32-33)。

43) *The Blue-White Book*, Document 15.

44) *The Blue-White Book*, Document 16. 1921年の国際条約によって非武装化されていた同群島をフィンランドとスウェーデンの協力で武装化し北欧中立同盟の核にしようという企ては、1939年初夏に従来同島をめぐる決定から締め出されていたソ連の強硬な反対によって、挫折したが、その後冬戦争の時期にフィンランドがこれを武装化し、ソ連側は事態を黙認するかたちが続いていた。

設備を撤去すると通告した。モロトフは満足の意を表したが、同時に、非武装化を監視するためのソ連領事館を同群島におかせるよう要求したのであった⁴⁵⁾。フィンランド政府はソ連の要求を原則的に承諾したが、ソ連側は非武装の徹底化、ソ連が参加しなかった1921年の国際条約の無視、領事館の特権獲得を欲して、これに抵抗するフィンランド側との間に夏中応酬が続いたのであった⁴⁶⁾。さらに、ソ連側がフィンランドに要求した第3の案件として、ハンコ Hanko (芬)、Hangö (瑞) 岬駐屯ソ連軍のフィンランド国内通過権問題があった⁴⁷⁾。7月9日ソ連政府は、両国間の鉄道交通再開の交渉にこと寄せて、ハンコ基地への輸送列車のフィンランド国内通過承認を要求した⁴⁸⁾。フィンランド側はこれにたいしても基本的に応じ、ただし危険を最小限度にとどめようとした。当初ソ連側は、軍需品や武装した兵士を無制限に輸送する考えであり、フィンランド側は、非武装の兵士と武器は別々の列車で輸送し、かつ輸送量に制限を設けることを主張して交渉が永びき、パーシキヴィは協議のため一時帰国さえしなければならなかった⁴⁹⁾。

以上のように、相前後してソ連がフィンランドに要求した難問題をめぐって、両者の間に夏中交渉が行なわれたが、これらのソ連の一連の対フィンランド政策がモスクワ講和ののちに起った国際情勢の急速な展開への対応としての意味をもっていたことは、否定できない。すでに1940年4月、ドイツはデンマークとともにノルウェーを占領し、北欧においてもソ連と国境を隔てて対峙するにいたったが、6月18日のフランスの敢えない対独降伏は、ドイツのヨーロッパ支配を確立することとなり、おそらくは大陸戦線の長期継続を予想していたであろうソ連指導者の楽観を裏切ったと思われる。ペッツァモの「地域そのもの」への関心が、ドイツ軍のキルケネス進出にたいする極北の外界への出口ムルマンスクの防衛の必要に発していたことは、のちにみるように、ソ連の要求が同地ニッケル鉱床へのドイツの経済的要求と競合していたことから明らかであるし、オーランド群島非武装化要求の復活はバルト海におけるドイツの軍事的地位の強化にもとづくものと考えられ⁵⁰⁾、またハンコ岬軍事基地への輸送のためのフィンランド国内通過権の要求は、同じくナチ・ドイツのバルト海制覇によって海上経路が脅かされることを予想して陸上経路を確保しておこうとしたものと見ることができよう⁵¹⁾。

しかし、ここに困難な問題は、ソ連の対フィンランド政策が究極的に何を目的としていたか、具体的にいえば、バルト三国にたいするごとき併合を意図していたか否か、であろう。そして、この点について、フィンランドの政府当局者にいちじるしい不安を抱かせる

45) Paasikivi, *Toimintani*, II, 94-95.

46) Paasikivi, *Toimintani*, II, 97-98.

47) 冬戦争に先立って行なわれたソ連・フィンランド交渉で最大の懸案であったこのフィンランド西北岸の岬は、モスクワ条約によって30年間の期限で貸与され、ソ連軍基地がおかれていた。しかし、ソ連側はモスクワ和平交渉の際には同基地駐留軍の輸送問題は提起することなく、フィンランド側もまた、同基地が海軍基地であり、輸送は海空路によるものと考えていた。

48) *The Blue-White Book*, Document 18.

49) Paasikivi, *Toimintani*, II, 113-114.

50) Paasikivi, *Toimintani*, II, 94.

51) David J. Dallin, *Soviet Russia's Foreign Policy, 1939-1942* (New Haven: Yale Univ. Press, 1942), pp. 288-289.

ような事件も、夏の深まりとともに生じはじめた。すでに6月14日、エストニアの首都タリンからヘルシンキに向い飛行中のフィンランド旅客機がソ連軍用機に撃墜され、かつエストニア漁船が拾得した浮遊物をソ連潜水艦が持ち去った事件は⁵²⁾、ソ連によるフィンランド包囲の輪がいよいよ締められつつあることを物語っていた⁵³⁾。またソ連航空機によるフィンランド領空侵入やソ連軍によるさまざまな形での国境侵犯事件も、目立って増していた⁵⁴⁾。フィンランド政府は、異常な数の人員を擁するソ連の公使館や領事館の活動に警戒心を深めた⁵⁵⁾。さらに7月から8月にかけて、冬戦争の結果フィンランドが割譲したカレリア地峡でソ連軍の演習が行なわれ、戦車や移動砲を擁する部隊が増強された。モスクワその他欧州の外交界ではソ連軍のフィンランド攻撃間近し、とする噂さがしきりに流れた⁵⁶⁾。

しかも、以上のような動きと対応するかのようになり、まさに同じ頃、フィンランド国内で「ソ連・フィンランド平和友好協会」の活動が活発化し、これにソ連が外交活動を通じ公然と支持を与えるという事件が起った。「ソ連・フィンランド友好協会」の活動そのものについてはのちに考察するが、ともかくフィンランド政府は、国内に形成されたこの左翼的性格の団体に疑惑の目を光らせていた。このような中で、7月24日にパーシキヴィと会見した際にモロトフは、フィンランドにソ連との友好強化のために活動する団体が設立されとりわけ労働者階級の中で大きな支持を得ている、と前置きしたうえで、「しかしフィンランド政府閣僚はこの協会に反対し迫害している」と非難した。そしてモロトフは、「とくにタンネル大臣が協会の反対者である」と名指し、両国関係改善の前提として、厚生大臣タンネルの解任を露骨に要求したのであった⁵⁷⁾。フィンランドの急進的な左翼運動に対決する社会民主党改良主義路線の闘将として知られ、また冬戦争に先立つソ連・フィンランド交渉の破壊者として、ソ連側から曲解されていたタンネル Väinö Tanner へのこの誹謗にたいして、パーシキヴィは反駁にこれつとめたが、フィンランド政府は結局ソ連の圧力に抗しえず、タンネルを解任せざるをえなかった。このようなソ連の行動は、フィンランド側に、外から内乱を援助する企てとして受けとられた。しかし、当時のソ連の対フィンランド政策の真意を明らかにする史料は、ソ連指導者の公式発言の中には全く存在せず、またパーシキヴィの回顧録をはじめとして、ソ連側と接触したフィンランド人の証言の中にも見出すことができない。ただソ連のバルト3国にたいする政策を扱ったアメリカの研究者タルリスが引用している次の証言は、この点に関し手がかりを与えるほとんど

52) 詳細は、*The Blue-White Book*, Document 13.

53) Jalanti, *op. cit.*, s. 90.

54) *Blue-White Book*, pp. 31-32.

55) フィンランド政府の『青白書』によれば、ヘルシンキのソ連公使館だけで、31名の外交官と120名の他の勤務者がいた (*The Blue-White Book*, p. 16, n.)。

56) Paasikivi, *Toimintani*, II, 70-71.

57) パーシキヴィは、7月24日の日記の中に、モロトフの言葉を次のように記していた。「だれがフィンランドの政府閣僚となるかは無論ソ連の決めることではない。それはもちろんあなたがた自身のことだ。しかし、自分がだれと付合い協力したいかは、ソ連が決める。タンネル氏がフィンランド政府内に、しかも厚生大臣のような要職にあるかぎり、私の意見ではソ連とフィンランドの関係は改善されないだろうし、われわれ両国間の通商も捻らないであろう。——あなたがたはタンネルなしではやれないのか？」(Paasikivi, *Toimintani*, II, 67)。

唯一の史料として興味深い。タルリスによれば、ソ連のバルト3国合併の前夜ソ連政府の要求に応じてモスクワを訪れたリトワニア首相にたいし、モロトフは、次のように赤裸々に告げたのであった。「あなたは現実をよく見て、将来諸小国は消え去る運命にあるのだということを悟らなければならない。あなたのリトワニアは、フィンランドを含む他のバルト諸国とともに、ソ連という栄光ある家族に加わることになっている。……われわれは力はいないが、あなたの国民に向けて、あなたがたの福祉にはこの連邦が必要だということを説得するすべを知っている。何故なら、このようにしてはじめて、ソ連邦全体の庇護のもとに、かれらは、戦争による殺戮に引込まれる恐怖もなく平和に生きることができるからである」⁵⁸⁾ (圈点は百瀬)。

ところで、1939年8月23日の独ソ不可侵条約によってフィンランドのソ連勢力圏帰属を認めたナチ・ドイツは、「冬戦争」後もフィンランドにたいしては、ソ連の圧力にたいする対抗的な支持はもとより、一切の政治的関心を示さなかったが、ただ、ペツァモのニッケル鉱にたいしては、次第に強い興味と要求を抱くようになった。すでに3月末、ドイツ外務省の経済担当者の間ではフィンランド産出の金属、とくにニッケルが、イギリスやソ連の手に落ちることを懸念して、「冬戦争」以来低減していたフィンランドとの経済関係を復活・強化しようとする動きが出、以来ドイツ側からの打診が始められた⁵⁹⁾。フィンランド側は、当初この働きかけにあまり乗気を見せなかったが、4月のドイツの北欧侵攻、6月に入ってからのソ連のバルト海沿岸への勢力伸長の中で、急速に好意的な態度を示しはじめた。そして、ベルリンで3週間両国政府間に交渉が続けられた結果、ペツァモのコロスヨキ Kolosjoki の鉱床から産出するニッケルの大部分をドイツに供給することにフィンランド政府は同意した⁶⁰⁾。もっとも、ドイツ政府から依頼されて細目取極めの交渉にあたった I. G. ファルベン工業とペツァモ・ニッケル会社との間に、ニッケルの引渡し価格をめぐる折合いがつかず、交渉は意外に長びいた。しかも、その大詰めの段階でペツァモにたいする前記ソ連の要求が提出されたのであり、以後問題は、独ソ間の取引きだけにとどまらなくなった。こうした中で、ようやく7月23日、ドイツ・フィンランド両政府間にニッケル引渡しに関する基礎協定が成立した⁶¹⁾。

しかし、ドイツは、以上にみたように、フィンランドにたいして経済的關係は密接化しながらも、政治的接近の門戸は固く閉じたままであった。そして、このような本国政府の態度は、フィンランドに好意的な駐芬ドイツ公使ブリュッヘルブリュッヘルの言動を強く制約していた。たとえば、ニッケルをめぐる両国間の交渉が実質的にはすでに妥結をみていた頃、7月4日に、ブリュッヘルは、フィンランド外相ヴィッティングヴィッティングから、内密に、「ドイツにたいする友好的な感情は、国民の間に、『雪崩のよう「lawinenartig」に』増大しつつあり、また、もっぱらドイツの方向にのみ指向した政府をつくる努力が行なわれている」としてその評言を求められたことがあった⁶²⁾。これにたいし、ブリュッヘルは、独ソ間の友好関

58) Albert N. Tarulis, *Soviet Policy toward the Baltic States, 1918-1940* (Notre Dame, Indiana: University of Notre Dame Press, 1959), pp. 212-213.

59) Krosby, *The Petsamo Dispute*, p. 15 ff.

60) *Ibid.*, p. 27.

61) *Ibid.*, p. 29.

62) *GDFP*, X, No. 109; Blücher, *op. cit.*, S. 194-195.

係の現状から幻想は危険である、と警告的に前提したうえで、「ロシア」の疑惑に鑑み、ドイツにたいして一方的に友好的な政府の形成には反対であるし、またこのような政府がドイツで100パーセントの好意をうるとは考えられない。私は、こっそりと (unter der Hand) 協力しながら、しかも外面は控え目な態度を見せている政府の方を好む」と述べた。

ところが、この会見内容を伝えたブリュッヘル⁶³⁾の報告が本国に送られるや、かれはただちに本国政府から誤解を与える恐れのある発言を慎むよう、戒告を受けたのであった。

それでは、以上のような国際環境にたいして、フィンランドの政府指導者はどのように対応しようとしていたであろうか。冬戦争の終結後、フィンランドの戦時内閣は一応総辞職し、3月27日、あらためて前首相リュティ Risto Ryti を首班とする新政府が成立した。この第二次リュティ内閣は、極右政党の I K L (Isänmaallinen Kansanliike, 愛国人民運動) を除くすべての政党の挙国政府として構成されていた。新政府は、内政的には、カレリア地峡からの引揚者の処遇をはじめ「冬戦争」のもたらした経済的社会的な難問題に取り組まねばならないと同時に、ますます厳しさを増す国際情勢に対処しなければならなかった。

いったい、「冬戦争」後のフィンランドの政情について特徴的なことは、ある意味での戦時状態の継続であろう。一政治家の回顧録が報告しているところによれば、敗戦は対ソ関係再検討の機会とはならず、むしろ「冬戦争」前に増してソ連にたいする不信感が国民の間に根を下したのであった。一般にソ連は、モスクワ講和によって有利な戦略的地歩を占めた以上、近い将来にフィンランド攻撃を再開することは必至と考えられ、そのために軍備も強化しなければならないという、一種の「武装平和」(en fred i vapen)の精神的緊張が社会に漲っていた⁶⁴⁾。しかし、このような国内情勢に立脚した第二次リュティ内閣の外交は、外相人事にあたってソ連側に好感をもたれていないタンネル Väinö Tanner を退け、ドイツ事情に通じたヴィッティング Rudolf Witting を任じたことから窺われるように、ソ連の再攻撃にたいする備えを基調としながらも、ソ連・ドイツとの関係改善を目指していた。

ところが、間もなくドイツが北欧から英仏の勢力を追い、さらにヨーロッパ大陸支配の方途を進めるにつれて、フィンランド国内世論には新しい傾向が強まっていった。当時駐芬ドイツ公使ブリュッヘルが報告しているところによれば、フィンランドでは、イギリスへの依存の期待がまったく失われるにつれ、自国の国際的地位は独・ソの二者択一に追いこまれつつあるという認識が強まり、ドイツへの関心が顕著になりつつあった⁶⁵⁾。また外相ヴィッティングも、就任当初から窺われた親独傾向を強めつつあった。そして、こうした中で、元外相ハクツェル Antti Hackzell やリンコミエス Edwin Linkomies などの連合党 (Kokoomuspuolue, 保守党) 指導者は大統領カッリオ Kyösti Kallio に覚書を寄せ疑い深いソ連にたいしては慎重に対処しなければならず、特定の外国に友好的になること

63) *GDFP*, X, No. 109 n(1).

64) Carl O. Frietsch, *Finlands ödesår* [フィンランドの運命], Stockholm, 1945, s. 215.

65) Krosby, *Suomen valinta*, Asiakirja [公文書], n:o 1.

は現下の情勢から不可能ではあるが、「それにも拘らず、フィンランドでドイツに強い好感が寄せられていること、およびわが国民が大ドイツの中に、わが国の独立をも外部の脅威から守ることのできる力の要因を見出していることを、可能なかぎりドイツに示すべきであるとわれわれは考えている」と、ひそかな対独接近を勧告したのであった⁶⁶⁾。フィンランド政府は、この勧告に従い、既にみたように、7月4日にドイツ側を打診したのであるがこの試みもドイツ側によって、まったく一蹴されたのであった。

ここで、われわれは、以上のような第二次リュティ内閣の外交指導が、もはや平常な私たちでは行なわれなくなっていたことに注目しなければならない。「冬戦争」中第一次リュティ内閣はその活動にあたって議会との接触をほとんど行なわなかったが、この異常状態は、緊急時の必要から生じていたものであると同時に、国民各層の間にある「見解の一致」(yksimielisyys)によって正当化されていたのであった。ところが、「冬戦争」が終了し、平和状態が回復されたのちも、第二次リュティ内閣は、前述のような「武装平和」的雰囲気の中で、前内閣当時の対議会関係を少なからず温存しつつおき⁶⁷⁾、それは対外政策決定のうえにも、強く反映していたのであった。しかも、このような事態と相互補完的な関係に立って、ある種の言論統制が維持されていた。「冬戦争」中は言論報道の統制は、軍部の管掌下に行なわれていたのであるが、戦争終了後まもなく、その仕事は内務省の手に移され、新聞、ラジオ、電信、電報、電話の検閲が、対外関係、国防問題に関して続行されたのであった⁶⁸⁾。

2. 岐路に立つフィンランド

1940年夏のヒトラーによる対ソ戦争立案の事実とその経過は、第2次大戦史の研究史上あまりにも著名であり、ここに改めて多言を要しないであろう。フランス降伏ののちイギリスがドイツの和平呼びかけに応じてくることを期待していたヒトラーは、チャーチル政府による徹底抗戦の意思表示に直面して、イギリス本土上陸作戦の計画をたてざるをえなくなった。しかし、海軍力の劣勢なナチ・ドイツにとってこの作戦は大きな危険をはらんだ賭であり、ヒトラーは構想の修正を重ねた末、9月末には計画を事実上放棄するにいたった。このような中で7月31日ヒトラーは、最高軍事指導者で行なった会議において、イギリスの抗戦の望みをうち砕き、ドイツのヨーロッパ支配を安泰ならしめる鍵として、対ソ戦争の準備を命じたのであった⁶⁹⁾。ヒトラーによるこの軍事計画上の決定が以後のかれの対ソ政策のうえでどの程度決定的な意味をもったかは、なお未解明の問題であり、またその全般的な考察は本稿の課題を越えているが、以下この問題をも念頭におきつつ、上記の事件以後のナチ・ドイツの対フィンランド政策の展開を追ってみることとしたい。

7月31日にヒトラーが演説した対ソ攻撃構想の中では、フィンランドが果すべき役割は

66) Crosby, *Suomen valinta*, Asiakirja n:o 4 ; Blücher, S. 194.

67) Carl O. Frietsch, *Finlands ödesår 1939-1943* (Stockholm : P. A. Norstedt, 1945), ss. 232-233.

68) Ernst von Born, *Levnadsminnen* (Helsingfors : Söderström, 1954), ss. 354, 372-373.

69) Franz Halder, *Kriegstagebuch. Tägliche Aufzeichnungen des Chefs des Generalstabes des Heeres, 1939-1942*, bearbeitet von Hans-Adolf Jacobsen (Stuttgart : W. Kohlhammer Verlag, 1963-64), Band II, S. 49-50.

未定とされていた。しかし、その後間もなくヒトラーは、前章で見たようなソ連のフィンランド攻撃間近しとの情報に神経をとがらし、フィンランドの軍事力や重要性について軍部指導者に質問し、8月13日にはノルウェー占領軍司令官ファルケンホルスト Nikolaus von Falkenhorst を呼びよせて、「スカンディナヴィア全体」におけるドイツの利益擁護のため北部ノルウェーの守りを固めるよう命令している。また8月26日にはドイツ国軍最高指揮官ブラウヒッチュ Walther von Brauchitsch にたいし、ソ連がフィンランドを攻撃すればドイツはペッツァモを占領する、と述べた⁷⁰⁾。そして、こうした中でヒトラーは8月14日、ゲーリング元帥 Hermann Göring をつうじドイツ人商人ヴェルトイエンス Joseph Veltjens に密使としてフィンランドに赴くよう命じたのであった⁷¹⁾。ヴェルトイエンスが帯びた使命とは、フィンランド軍総司令官マンネルヘイムに会って、二つの要件、すなわち、冬戦争中にフィンランドが西欧諸国から買付け、ノルウェー経由中にドイツ占領軍に没収された武器の対芬引渡し、および、北部ノルウェーを占領しているドイツ軍の輸送連絡のためのフィンランド国内通過権の要請、を申入れることであった。8月18日にヴェルトイエンスと会見したマンネルヘイムは、武器買付けの件については満足の意を表したが、ドイツ軍の国内通過権については自分は権限はもっていないとして、外相ヴィッティングに会見するよう勧めた。しかし、ヴェルトイエンスは、マンネルヘイムと会見する権限のみを与えられていると言張り、マンネルヘイムの回顧録によれば、結局マンネルヘイムはその晩首相リュティに「報告」して承認の返事を得⁷²⁾、これを翌日ヴェルトイエンスに伝えたのであった。ヴェルトイエンスの友人でフィンランド人であるテラの回想⁷³⁾によれば、ヴェルトイエンスはさらに翌19日には首相リュティ、外相ヴィッティング、国防相ヴァルデンとも会見している。その際フィンランド側がソ連の圧迫にたいする支持を暗に求めたのにたいし、ヴェルトイエンスは、かねてからの指示に従い、かれの使命を、かかる政治的支持と考えてはならない旨を明言した⁷⁴⁾。

ところで、ここに言及しておくべきことは、リュティが戦後の戦争責任裁判の法廷において、マンネルヘイムから電話を受けたことを含めて、通過権要請にたいする承諾の回答をなした覚えのないことを、主張したことであろう。リュティのこの主張は諸史料の出現によってかなり弱いものになったにしても、誰が通過権を認めたか、の問題は、戦後フィンランドの言論界はいうにおよばず、歴史研究上も大いに争われてきた問題であった。ルンディン・アプトン・マズーアなどが、この通過権の承認を、民主主義の原則から逸脱し

70) Krosby, *The Petsamo Dispute*, p. 70. この構想は「馴鹿作戦」(Renntier)として策定された。同作戦の目的は、「情況の発展に応じペッツァモおよびコロスヨキ (Kolosjoki) 鉱山を急速な一撃によって取得・確保」することであった (*Ibid.*, p. 71)。

71) ヴェルトイエンスは、第1次大戦当時のゲーリングの戦友であり、J. Veltjens, *Waffen und Munition* なる武器販売会社を手がけ、ナチ党政権下でゲーリングに便宜を与えられていた。

72) Mannerheim, *Minnen, II*, s. 252.

73) テラ Martti Terä の手になる回想類、特に *Tienhaarassa. Syksyn 1940 tapahtumat Barbarossa-suunnitelman taustaa vasten* [岐路に立って—バルバロッサ計画を背景とした1940年秋の出来事—] (Helsinki: Otava), 1962. なる回顧録が重要であるが、本稿筆者は未見であるため、諸研究による間接的利用に止まらざるをえない。

74) Upton, *op. cit.*, p. 138.

た、対ソ戦争へつながる運命的な決定と難じている⁷⁵⁾のにたいし、コルホネン・クロスビーらは、かかる議論が本末顛倒であり、フィンランドをしてナチ・ドイツへの依拠以外には独立を守るすべのないデスペレートな状況に追い込んだプロセス、すなわちそれまでのソ連の対フィンランド政策をこそ問題とすべきである、としている⁷⁶⁾。とくにコルホネンは、「誰が通過権を認めたか」が不明確な点に当時のフィンランドの政治の不健全さを見出す前記3者の見解を駁して、次のように述べる。「秘密を守っているすべての人々〔当時の関係者〕の記憶が細部について不正確なのは、国民の存在が危険に曝されている状態の下では、ヴェルトイエンスに肯定の返事を与える以外のことは、かれらの脳裡に何も問題とならなかったという、まことにもっともな理由によってであった。かりに天使ガブリエルが、天の賜物を授けにきたとしたら、会合したり、議事録をとったり、決議したりはせず、申出を有難く受けるであろう」。

フィンランド側が応諾した経緯およびその「責任者」の解明は、現在の史料出現段階では不可能であるが、少なくとも二つの重要な点が明らかであろう。第一に、ドイツの通過権要求にたいする承認の返事は、「責任者」が誰であるにせよ、ドイツ軍の国内導入をソ連の側からの脅威にたいする均衡要因と見做して与えられたのであり、ここには強国間のバランスによって「小国」の独立を確保しようとする発想が明確にみられるのである。第二に、このような決定が、マンネルヘイム、リュティ、ヴィッティング、ヴァルデンといった一定の人々の範囲で下されるという、現象が現われていることであろう。そしてこれら2点とも、前章でみたような、「冬戦争」以来進んでいたフィンランド政府の対外政策形成上の特徴の延長線上に出現したものに他ならないのであった⁷⁷⁾。

さて、ヴェルトイエンスの帰国後、マンネルヘイムは、8月末タルヴェラ大将 Paavo Talvela ら2名の軍人をドイツに派遣してドイツ軍部との間に国内通過に関する細目の協議を行なわせ、さらに9月初めにはドイツから軍人がフィンランドに派遣されて協議を継続したのち、9月12日にドイツ軍のフィンランド国内通過の取極めがフィンランド軍参謀本部とドイツ空軍司令部の間に結ばれた⁷⁸⁾。それによれば、5,538名のドイツ兵が3グループにわかれ、日数の間隔をおいて輸送されることになっており、その第1陣は9月22日に海路オウル Oulu に到着し、フィンランド領ラップランドを北上してペツァモ附近からノルウェー入りするはずであった。ところが、両国軍部間にこの交渉が行なわれている間、両国の外交レベルでは、この問題について何の接触も行なわれていなかった。9月中にはじめてこの軍事協定を知ったキヴィマキは、本国政府に政治協定の締結を勧告する一方、これまた外相リップントロップ以外は幹部もこれを聞知していなかったドイツ外務省に働きかける有様であった。そして、キヴィマキが、外務次官ヴァイツゼッカーを訪

75) Lundin, *op. cit.*, p. 89 ; Upton, *op. cit.*, pp. 137-38 ; Mazour, *Finland between East and West* (New York: D. Van Nostrand, 1956), p. 201.

76) Korhonen, *op. cit.*, s. 95 ; Krosby, *The Petsamo Dispute*, p. 67.

77) 小稿47ページ参照。なおフィンランドでは大統領が外交上大きな権限を与えられている(フィンランド憲法第33条)が、当時カッリオ Kyösti Kallio が病身のため、首相リュティが事実上大統領の果すべき役割をも果していた。

78) Jalanti, *op. cit.*, s. 155.

れ、両国政府の間に、さきの軍事協定と平行した政治協定が、覚書交換のかたちで成立したのは、実に、ドイツ軍先陣のフィンランド到着が予定されていた9月22日であった。しかもこの政治協定は、詳細な内容をもつ軍事協定とは対照的に、漠然としたものであった⁷⁹⁾。なおドイツ軍の第一陣がフィンランドに上陸した2日後、フィンランド政府の一般閣僚は、ようやく通過協定に関し閣議の席上で報告を受けた。閣議はこの決定そのものは了承したが、それが閣僚にたいしても秘密裡に行なわれたことにたいして抗議する者が幾人かあった。国会にいたっては、何ら通告されることなく終わった⁸⁰⁾。

それでは、以上にみたようなドイツ・フィンランド関係の発展にたいして、ソ連は、どのように対応したであろうか。まず、ドイツ軍のフィンランド国内通過権の獲得という、ソ連の圧力にたいするフィンランドの抵抗を支える目的をもつ措置については、ドイツ外相リップントロップは、シュレーンブルクにたいし、9月21日に秘密裡にソ連外務人民委員モロトフに通告するよう訓令していた⁸¹⁾。これにたいしモロトフは、フィンランドはソ連の勢力圏に属するがゆえに関心をもつとして、ドイツ・フィンランド間の関係協定の詳細な報告を求めた⁸²⁾が、それ以上の行動に出ることはなかった。一方、フィンランド外相ヴィッティングは、9月23日、イギリス・スウェーデン両国にたいすると同時に、ソ連公使ゾートフにたいし、独軍通過の件を通知したが、ゾートフは、それがドイツ側の脅迫によるものか否かを質問したのみであり、ヴィッティングが、これを否定し、かつ、さきのソ連軍の通過権に類似したものであることを指摘すると、その後は、ソ連政府は、もはや何らの抗議も行なわなかった⁸³⁾。もっとも、ソ連側が以上のような表面の態度とは異なってこの問題に重大な関心を抱いていたことは、8月26日に、早くもゾートフがペツァモに向け「釣旅」と称して視察に出かけたことから明らかであった。しかもゾートフはフィンランド側から正式の旅行許可を受けていないことが判明し、フィンランド外務省とソ連公使館の間には数ヶ月にわたって、この件をめぐる、覚書の突きつけあいが続いた⁸⁴⁾。そして、ドイツ軍の通過問題に寄せたソ連の関心の深さは、後述するモロトフのベルリン訪問の際に明らかになるのである。

この間ソ連のフィンランドにたいする姿勢は、次第に強硬さを減じていった。これには通過協定によってドイツ軍がフィンランド領内に進入するにいたったことも、たしかに原因しているといえるであろう⁸⁵⁾。しかし、より広い視野に立つならば、東南ヨーロッパ方面での独ソ関係の緊張が、ヨーロッパ北部のこの地域にたいするソ連の要求を緩和させたとみることができるとも知れない⁸⁶⁾。ともかく、初夏以来のソ連・フィンランド間の懸案であった3つの問題のうち、オーランド群島の非武装化に関しては、10月11日に両国間に協定が成立してモロトフは公然と満足の意を表し⁸⁷⁾、ハンコ岬にいたる通過権協定は9

79) Jalanti, *op. cit.*, s. 158.

80) Upton, *op. cit.*, pp. 148-149.

81) *GDFP*, XI, No. 65.

82) *GDFP*, XI, Nos. 113, 148.

83) Jalanti, *op. cit.*, ss. 164-165.

84) *Ibid.*, s. 166.

85) Mannerheim, II, 291.

86) Jalanti, s. 184.

87) Jalanti, s. 189.

月6日に調印を見、9月25日には、ソ連の軍用列車の第一陣が国境を越えたのであった⁸⁸⁾。しかし、難航したのは、ペッツァモのニッケル鉱床利権をめぐる交渉であった。7月初旬以来この問題について沈黙を続けてきたソ連側は、8月末から、ふたたび利権のソ芬合弁会社への譲渡を要求しはじめた⁸⁹⁾。モロトフは、英加トラストへの同鉱床の利権供与や7月にドイツ・フィンランド間に結ばれたニッケル引渡協定は、1920年および1940年のソ連・フィンランド間講和条約の違反である、と主張した⁹⁰⁾。フィンランド政府は、イギリス・ドイツの利益もからんでいるとし、ソ連と英独間の交渉問題に発展させようと試みた⁹¹⁾が、ソ連側は、両国がいずれも対ソ関係への思惑から公然たるフィンランド支持に出でえないでいる状況に幸いされて、フィンランドにたいし、ドイツも英加ニッケル・トラストもすでにソ連への利権供与に同意しているという歪曲された前提のうえに、あくまでも国内措置による英加トラストの利権接収と、その合併会社への供与を要求してやまなかった⁹²⁾。

このような中で、1940年11月12日から13日にかけて、ベルリンを訪問したソ連外務人民委員モロトフと、ヒトラー・リッペントロップとの間に、一連の会談が開かれた。ソ連は、勢力圏の調整によって独ソ関係の改善をはかるというナチ・ドイツの提案に応じてこの会談に臨んだのであるが、同時に、初夏以来東南ヨーロッパその他において独ソ関係の悪化をひきおこす行動をとりつつあるドイツ側の、真意を探ることに狙いがあったことは、明らかである。これらの会談でモロトフは、独伊日ソ四国間の世界分割による提携を高唱するドイツ側にたいし、まず以てヨーロッパにおける独ソ勢力圏の精密な確定を要求したのであった。そして、フィンランドについては、同国がさきの独ソ不可侵条約によってソ連勢力圏内に属していることの再確認を求めるとともに、同国よりのドイツ軍の撤退を強く要求し、それを前提としてフィンランドにたいする武力不行使を約したのであった。こうしたソ連の主張は、ベルリン会談終了後、11月25日にソ連が改めてドイツ側に

88) *Ibid.*, s. 191.

89) Krosby, *The Petsamo Dispute*, p. 73.

90) *Ibid.*, p. 75.

91) *Ibid.*, p. 84.

92) *Ibid.*, p. 86. ペッツァモのニッケル鉱にたいするドイツの関心は増大しつつあった。しかし、この面でも、ソ連の圧力にたいし、ドイツが果してどの程度フィンランドを支援するものか、フィンランド側には不明であった (*Ibid.*, p. 76)。事実外相リッペントロップは、かれの対ソ政策のうえでペッツァモ問題をどの程度重視すべきかについては態度を決めかねており、ヴァイツゼッカーが、10月8日付の外相宛書簡で、ソ連に権益を取得させることの危険を説き、強硬態度を進言した (*GDFP*, IX, No. 162. ヴァイツゼッカーは、もしフィンランドがソ連の要求に屈したならば、以後ソ連は、さきのドイツ・フィンランド協定は尊重せず、ドイツはニッケル鉱に関して完全に締め出され、かつまた、ドイツ軍が占領するノルウェー北部がソ連の軍事的脅威にさらされる、とした) のにたいして、当面はペッツァモ問題をソ連との紛争の種にすることを好まず、時間をかけて検討したいとした (*GDFP*, IX, No. 196)。このようなリッペントロップにたいして、駐芬公使ブリュッヘル、経済局員シュスレー、駐ソ大使シュレーンブルクらから、ペッツァモの政治上、経済上の重要性やソ連の意図への警戒を説いた意見具申が行なわれ、さらにまた I.G. ファルベンの報告によってペッツァモから産出する精錬ニッケルの量は、3年以内に、ドイツの需要全部をゆうにまかなう年間2万トンに達しうることが判明した。かくて、後述のモロトフのベルリン訪問が行なわれる直前には、「ペッツァモ地域にたいするドイツの利害の全貌が明らかになっていたのである」(Krosby, *The Petsamo Dispute*, p. 90)。

寄せた四ヶ国協定への原則的同意の回答の中で、「フィンランドにおけるドイツの経済的権益（木材およびニッケルの輸出）の保護」なる約言とともに繰り返されていたのであった。ソ連のこの回答はヒトラーによって無視され、12月18日には電撃戦によるソ連粉碎を目的とした「バルバロッサ作戦」が指令されるのであるが、上記回答が、ソ連側では長期にわたる対独関係調整交渉への第一歩として意図されていたことは明らかである⁹³⁾。そして、フィンランドに関してみるならば、そこに述べられているような同国のソ連勢力圏への帰属をいわば平和裡に確定して行く方向での措置が、年末にかけて、相次いでとられたのであった。

まず、11月19日、モロトフはパーシキヴィにたいし、ベルリン会談においてドイツがペッツァモのニッケル鉱床に関する要求を引下げ、ソ連への利権供与に異議を唱えない旨言明したとの、事実にもとづかないブラッフをかけ、ニッケル問題の即時解決を迫った⁹⁴⁾。しかし、ドイツ側のこの問題にたいする態度が4条件のかたちで逆に積極的な方向に固まったことを承知しているフィンランド側は⁹⁵⁾、これに乗らず遷延戦術をとり、ペッツァモ問題に関するソ連・フィンランド両国の専門家による混合委員会を作ることを提案し、ソ連側もこれを了承した⁹⁶⁾。

ところで、スウェーデン政府は1940年夏のフィンランドをめぐる危機的情勢に強い衝撃を受け、かねてから同国との中立的連合の計画を検討していたが、11月5日この件につきフィンランド政府を打診することに決定し、閣僚の一人バッゲ Gösta Bagge をヘルシンキに派遣した⁹⁷⁾。同時にスウェーデン政府は、ソ連とドイツにたいし、この計画のあることを通知し、了解を求めるといふ慎重策に出た⁹⁸⁾。ところが、ソ連側は、両国の連合をほとんど既成事実のかたちで突きつけられたものと解し、12月6日モロトフはパーシキヴィを招致して、両国の対外政策をストックホルムが決定することはモスクワ条約違反であるとして、強硬な反対を申入れたのであった⁹⁹⁾。スウェーデンとフィンランドのとくに対外政策を共通にし、中立地域として大戦の波及を避けようとするこの計画は、実は、フィンランドを対ソ戦争の足がかりとして確保しておく必要のあるドイツにとっても、好ましいものではなかった¹⁰⁰⁾。さらにまた、フィンランド側にしても、基本的にはもっとも望む方向であったにしても、ソ連の反対とドイツの不乗気を押切る見通しはなく、また外相ヴィッティングらは、この連合そのものの有効性に疑いを抱いていた¹⁰¹⁾。かくして、ソ連

93) Maury Lisann, "Stalin the Appeaser," *Survey*, 56.

94) Krosby, *The Petsamo Dispute*, p. 86.

95) *Ibid.*, p. 95. ドイツは、すでにモロトフのベルリン訪問以前に下した結論に基づいて、11月19日芬ソ合弁会社への利権譲渡を認めるにあたって、(1) ニッケル産出量の60%をドイツが無期限に取得する、(2) これら引渡しに関する独・芬両政府間の現存協定をソ連が尊重する、(3) これらの支払いは独・芬間の決済を通じて行なう、(4) 芬・ソ合弁会社がペッツァモ・ニッケル会社にとってかわるに際しては、後者とI.G.ファルベンとの間に現存する協定はそのままとする、という4条件を前提とする方針を決定し、同月25日、この旨をソ連側に通告した (*Ibid.*, p. 92).

96) *Ibid.*, p. 101.

97) Upton, *op. cit.*, p. 178.

98) *Ibid.*, pp. 178-179.

99) Paasikivi, *Toimintani*, II, 55.

100) Upton, *op. cit.*, pp. 178-180.

101) *Ibid.*, p. 188.

はフィンランドを自己の勢力圏下に確保する目的で、その北欧中立への道を最終的に閉ざし、客観的には同国を、ナチ・ドイツの敷いた対ソ戦争準備の軌道に落とし込んでいったのである。

1940年暮にソ連が示した今一つの重要な動きとして、フィンランドの大統領選挙への干渉を挙げることができる。フィンランド大統領カッリオはすでに見たように病気のため執務不能であり、首相リュティが実質的にその責務を代行しているという変則状態が続いていた。そこで11月27日にカッリオは内閣に書簡を送って大統領辞任を申し出、新大統領が選ばれることとなったのであった¹⁰²⁾。ところが、12月6日にパーシキヴィが前述の連合問題に関するソ連側覚書を受領するためモロトフを訪れた時、モロトフはさらに、次のようなコミュニケを読上げた。「われわれは、フィンランドの新大統領候補に関して、干渉しあるいはいかなる示唆をなすことも欲しないが、選挙準備は注意深く見守っている。われわれは、フィンランドがソ連との平和な関係を欲するか否かを、誰が大統領に選ばれるかによって、判断するであろう。タンネル・キヴィマキ・マンネルヘイムあるいはスヴィンビューヴドのような人物が大統領に選ばれるならば、フィンランドがソ連と結んだ和平条約を守ることは欲しないものという結論をわれわれがひき出すであろうことは、明らかである¹⁰³⁾。」これにたいしパーシキヴィは、大統領選挙はフィンランドの純内政問題であると抗弁したが、モロトフはそれは首肯しつつも、なお、「われわれ自身の結論を下す権利はある」と述べた。そしてモロトフは、その後もパーシキヴィとの会見においてこの問題への関心は捨てず、12月18日には、パーシキヴィにたいし、「われわれとしては、あなたにここ〔モスクワ〕にいて頂きたいが、フィンランド大統領になって下さることをも、また歓迎する」と述べさせたのであった¹⁰⁴⁾。

対外政策の決定に大きな権限をもつ、フィンランドの大統領選挙に関心を寄せていたのは、しかし、ソ連ばかりではなかった。ドイツもまた成行きを注視しており、駐芬ドイツ公使ブリュッヘルは、モロトフの申入れとはほぼ同じ頃、本国政府から、下馬評に上っている人々の中キヴィマキがもっとも好ましい旨を適当な折にフィンランド側に伝えるよう訓令を受けていた¹⁰⁵⁾。マンネルヘイムは、当面フィンランドとソ連の関係の悪化は不利益であるため、ドイツとしても好ましくなかった¹⁰⁶⁾。その後ドイツは結局、はじめは親英主義者で見做していたリュティを、そのドイツの利益にたいする理解の実績にかんがみ、「性格の弱い妥協的な候補者やパーシキヴィ」より好ましい、と考えるにいたった¹⁰⁷⁾。このほか、イギリス側もまた、12月17日に、外務省北欧課長をつうじ駐英フィンランド公使にたいし、親独論者として知られるスヴィンビューヴドまたはキヴィマキが当選した場合には、イギリスに好ましからざる影響を及ぼす旨通告したのであった¹⁰⁸⁾。

102) Paavo Hirvikallio, *Tasavallan presidentin vaalit Suomessa 1919-1950* [フィンランド共和国大統領選挙] (Porvoo: WSOY, 1968), s. 85.

103) *The Blue-White Book*, Document 51; Paasikivi, *Toimintani*, II, 127.

104) Paasikivi, *Toimintani*, II, 129.

105) *GDFP*, XI, No. 435, n. 5.

106) *GDFP*, XI, No. 451.

107) *GDFP*, XI, No. 525.

108) Hirvikallio, s. 95.

ところで、フィンランドの大統領選挙は、まず一般有権者が選挙人団を選出し、この選挙人団によって大統領が選ばれるという間接的な方法が行なわれているが、当時あたかも「冬戦争」によるカレリア引揚者の国内定住がはかどらず、選挙人名簿から脱落する恐れがあったため、前回すなわち1937年の折の選挙人団に選挙を行なわせることとなった。そして、同選挙人団による投票の結果、首相リュティが300票のうち288票を得て大統領に選出されたのであった¹⁰⁹⁾。ヒルヴィカッリオの詳細な研究によれば、フィンランド大統領がもつ対外イメージの重要さが選挙人団メンバーによって認識され、前記諸外国の意思表示がその投票に影響を与えたことは明らかである。リュティはソ独英の3国すべてから肯定された候補者として選出されたのであった。しかし、それにも拘らず、周到な配慮を欠いたモロトフによる意思表示は、フィンランド国内に、ソ連の内政干渉を強く印象づけたのである。

3. 独ソ戦争参加への道程

バルバロッサ計画¹¹⁰⁾においては、フィンランドは、ルーマニアとともに、対ソ戦争への側面からの「積極的な参加」を期待されており、ペツァモ地区とそのニッケル鉱床の確保およびムルマンスク鉄道の遮断を目的としてノルウェーからフィンランドに進撃してくるドイツの北方軍団（第21軍団の一部）を援助するはずであった。その際のフィンランド軍の課題は、前記ドイツ軍団とともに進撃するほか、南の方で、ラドガ湖周辺とハンコ岬を攻撃して可能なかぎり有力なソ連軍をひきつけることにある、とされていた。しかし、ルーマニアと同じく、フィンランド軍についても、これをいかにしてドイツの指導下におくかは、ドイツ参謀本部が適当な時機に解決すべき問題であるとされていた。

このようにしてフィンランドはヒトラーの対ソ戦争計画の中に、位置づけられたのであり、フィンランドの対独政策がもつ意味も、客観的には変わってくることとなった。しかし表面に現われたドイツの対フィンランド政策は当面変化を見せず、いわばなしくずし的にフィンランドを対ソ戦争の態勢の中に組み込んでいったといえることができるであろう。ナチ・ドイツは、フィンランドの戦争責任裁判の検察側の主張するように、対ソ戦争の意思をフィンランド側と完全に疎通させていたのではなく、むしろ距離を置くことによって、フィンランドを有効に操作していったのであった。以下にそのプロセスをみよう。

まず、ドイツは、1940年11月25日に、ベルリン会談直前に決定した方針に基づき、ペツァモのニッケル鉱床利権をソ連に認める前提条件としてすでに触れた4条件をソ連に提示したが、その核心をなすところの独・芬間の現存協定尊重の要求は、モロトフが困惑の裡に述べたように、協定内容を知らされていないソ連としては受容れようのないものであり¹¹¹⁾、以後5ヶ月間にわたってドイツは、この事実上の無理難題によって、利権引渡しの即時実現を迫るソ連政府にたいするフィンランド政府の抵抗を側面から支えていくことになるのである¹¹²⁾。もっとも、その場合ドイツ外務省は、このような方向に踏切つての

109) *Ibid.*, s. 102.

110) *TMWC*, XXVI, 47-52.

111) Krosby, *The Petsamo Dispute*, pp. 92-93.

112) *Ibid.*, p. 99.

ちもフィンランド・ソ連間の交渉に直接介入することは避け、むしろ後方からフィンランドを操り、対ソ交渉の引延ばしをはからせる戦術をとった¹¹³⁾。しかも、ドイツ側は、こうした意図をフィンランド側に伝えることにおいてすら慎重であり、ましてや軍事的手段に訴えてもニッケル鉱床を確保するという決意はまったく秘していたため、フィンランド側においては、ドイツの新しい方針に自己の対ソ抵抗の見通しを明るくしつつも¹¹⁴⁾、容易にはドイツ側の真意を測りがたく、神経を少なからず消耗させていたのである¹¹⁵⁾。

一方、対ソ攻撃決定にともない、かねてから策定されていた「馴鹿作戦」を上廻る「銀狐作戦」(Silberfuchs)計画が、1941年1月27日、ノルウェー占領軍司令部によって立案された¹¹⁶⁾。作戦目的は、白海に向け進撃してコラ半島のソ連軍を撃滅したのち、ムルマンスク鉄道沿いに白海とフィンランド湾の間に介在する地峡に進出することであった。またこの作戦にあたって、「少なくともスウェーデンの消極的な参加」と「ドイツの作戦計画に従った、有能な軍隊によるフィンランドの積極的な攻撃参加」が必要とされていた。その後4月末にいたるまで、この「銀狐作戦」は、フィンランド側の本格的な参画を必要としない範囲で練り直されていった¹¹⁷⁾。いったいヒトラーは、対ソ攻撃計画がソ連に漏れることを恐れて、フィンランドにたいしても軍事作戦計画を容易には打明けることをしなかった。ハルダーは1月末、フィンランド軍参謀総長ヘインリクスをベルリンに招いて、冬戦争に関する講演を聴取したが、その際にも、バルバロッサ作戦には何ら言及することなく、しかもヘインリクスからは、ラドガ湖東西両岸へのフィンランド軍8ヶ師団の展開に要する日数などの情報をえたのであった¹¹⁸⁾。もっとも、この当時、ドイツ・フィンランド両国軍部間に対ソ戦争に関する密約が存在しなかったことは事実であるにしても、フィンランド側がドイツ側士官を屢々驚かせるような助力の熱意を示していたことは、注目に値しよう¹¹⁹⁾。

このようなのに、4月28日、ドイツ国防軍司令官は、いよいよフィンランドをバルバロッサ作戦に参加させるための軍事会談の計画をヒトラーに提出した。そこでは、(イ)バルバロッサ計画全体は知らせないこと、(ロ)対ソ軍事行動はソ連の侵略にたいする反撃として提案すること、の2つが述べられていた¹²⁰⁾。ヒトラーの裁可を受けたのち、5月20日に、ドイツ側は、これも上記計画に従い、シュヌーレをつうじフィンランド大統領リュティにたいし、まず「政治的接触」を行なった。シュヌーレは、独ソ関係が悪化しており両国とも安全確保の措置をとりつつある、ヒトラーはいかなる場合にも戦争を始めることを欲しないが、戦争の可能性も無視はできず、また「モロトフがベルリンで要求した諸利益を獲得するために」ソ連がフィンランドやバルカン諸国を攻撃してくる恐れもある、と前置きして、「フィンランドにたいしてかかる攻撃が行なわれた場合の軍事活動の調整」

113) *Ibid.*, pp. 103, 110.

114) *Ibid.*, p. 96.

115) *Ibid.*, p. 146.

116) Krosby, *Suomen valinta*, Asiakirja n:o 34

117) *Ibid.*, s. 109.

118) Krosby, *The Petsamo Dispute*, p. 125; Sama, *Suomen valinta*, s. 130.

119) Krosby, *Suomen valinta*, ss. 144-145.

120) Krosby, *Suomen valinta*, Asiakirja n:o 45.

のためフィンランド参謀本部士官の訪独を促したヒトラーの提案を伝えたのであった。リュティが戦後の戦争責任裁判の法廷で証言しているところによれば、かれは、フィンランドが対ソ攻撃参加を欲さず、また列強間の紛争の圏外にとどまることを望むものではあるが侵略にたいしては自衛するものであり、「かかる自衛戦争の際に外部から援助があるならば、もちろん喜ばしい」と答えた¹²¹⁾。そして、リュティは、マンネルヘイム、首相ランゲル、国防相ヴァルデン、外相ヴィッティングという軍・政界の有力指導者を招集し、ドイツの提案を受け入れるという結論を得たのであった。

かくて、フィンランド軍参謀総長ヘインリクスらは、特別機でドイツに派遣され、5月25日から、国防軍参謀総長ヨードル Alfred Jodl、ブッシュェンハーゲン大佐、その他の軍部高官と4回にわたって会談を行なった。ヨードルはバルバロッサ計画全体については触れることなく、その中に含まれた3作戦のうちわずかにレニングラードをめざした北部作戦について概説し、これと関連してラドガ湖周辺で攻勢に出ることをフィンランド軍に要求したのであった。このほか、ムルマンスクに進撃するドイツ軍と呼応してペツァモ地域で限定的な防衛戦を行なうこと、ドイツ軍のカンダラクシャ進撃の援助、ドイツ軍の支援によるハンコのソ連基地攻撃がフィンランド側に求められた。しかし、ドイツ側はそこでは協定達成を意図してはおらず、フィンランド代表もかかる権限はまったく有さず、あくまでも仮定の作戦討議の形をとって、技術上、作戦上の情報が交換されたにとどまった¹²²⁾。ブッシュェンハーゲンは、ドイツ・フィンランド間の軍事協力にフィンランド政府が「政治的承認」を与えていない点を不満としていた¹²³⁾。次いで、両国間の第2回目の軍事会談が6月3日から5日にかけて、ヘルシンキで行なわれた。開会の劈頭、ブッシュェンハーゲンらのドイツ側代表は、フィンランド側から一通の覚書¹²⁴⁾を手交された。この覚書は、マンネルヘイムと密接に協議してヘインリクスが作成したものであり、「問題の政治的側面の解決」を俟ってさきにドイツ側が提案した方策に着手する、旨の口上をそえまた「ドイツ軍部当局による〔提案〕説明が立脚する思想には、フィンランドの軍人魂 Soldatenherz は歓喜せざるをえず、それは偉大な時代の歴史的な前兆と解される」という前置きのもとに、対ソ戦争の際のドイツ軍にたいするフィンランドの協力事項を、項目別に記していた。ドイツ側ではこの覚書を、「フィンランドが今やザルツブルクおよびベルリンの会談の枠内で全面参加する覚悟をなしている」証左と受けとり、ブッシュェンハーゲンはその旨本国宛報告した¹²⁵⁾。ところがその写しをブッシュェンハーゲンから入手したヘインリクスは驚愕し、マンネルヘイムもまた激怒して、その受取りを拒絶したのであった¹²⁶⁾。この小事件からは、ドイツの対ソ戦争意図とその文脈の中でのフィンランドへの要求の意味をほぼ推察しながらも、ドイツの勢力下に全面的に組み込まれることを避けて僅かな主体性をも確保しておこうとするフィンランド軍部指導者の姿勢が窺われるであろう。しか

121) Krosby, *Suomen valinta*, ss. 157-158; Krosby, *The Petsamo Dispute*, pp. 171-172.

122) Krosby, *Suomen valinta*, asiakirja n:o 48.

123) Krosby, *The Petsamo Dispute*, s. 174.

124) Krosby, *Suomen valinta*, Asiakirja n:o 52.

125) Krosby, *Ibid.*, Asiakirja, n:o 53.

126) Krosby, *The Petsamo Dispute*, p. 175.

し、このヘルシンキ会談をつうじて、フィンランド側は、ブッセンハーゲンのいわゆる「政治的承認」は欠きながらも、ドイツの対ソ戦争にあたっての、フィンランド軍の動員・作戦、またドイツ空軍によるフィンランド国内飛行場の使用などの細目に関して、実質的に約束を与えたことになった¹²⁷⁾。ドイツ側軍事使節団員の1人は、このようなフィンランド側の対応の論理的な到達点を、次のように鋭く指摘していた。「フィンランドが歓迎するのは、ドイツの軍事行動がまず開始されることであろう。それからロシアの挑戦によって〔対ソ〕攻撃にさそい込まれることを望んでいるのだ」¹²⁸⁾。

このヘルシンキ会談の終了と同時に、北欧でのドイツ軍、またフィンランド軍の動きは活発化した。大規模なドイツ軍がオスロおよびシュテッティンを船出してボスニア湾からフィンランドに上陸し、フィンランド領ラップランドに向った。ノルウェー北部のドイツ軍もまたフィンランド領に入り、ソ連国境に向った。フィンランド軍の動員は6月10日に開始され、一部のフィンランド部隊のドイツ軍への編入が行なわれた。参謀総長ヘインリクスは、ドイツ側にたいし、フィンランド軍の作戦準備は6月28日までに完了する、と通告した。6月14日大統領リュティは、内閣外交委員会を招集し、ドイツとの軍事取極を承認し、ここに両国間の軍事協力は、「政治的承認」を与えられた。6月17日、ロヴァニエミに駐屯するドイツ軍司令部は、フィンランド側にたいし、対ソ攻撃を6月22日に開始することを示唆した。

それでは、「バルバロッサ計画」の決定以来ドイツ・フィンランド関係が以上のように発展した間、ソ連は、フィンランドにたいし、如何なる政策をとっていたであろうか。まず、1940年末から翌年初にかけて、ソ連の対フィンランド政策の焦点は、もっぱらペッツァモのニッケル鉱利権問題に集中していた。前章で触れたソ連・フィンランド間の混合委員会は、12月19日に開かれたが、ソ連側は、新たにつくられる合併会社が現在の英加ニッケルの利権を引きついで操業の完全な責任を負い、かつソ連が会社株の51パーセントを占めて事業経営の実権を握ることを期待していたため、交渉は早くも中断されざるをえなくなった¹²⁹⁾。フィンランド側代表が協議のため帰国している間ソ連の新聞、ラジオは、しばらく休止していたフィンランド非難のキャンペーンを再開し、フィンランドが「ある帝国主義強国」を後楯にしている旨攻撃しはじめた¹³⁰⁾。駐芬ソ連公使ゾートフは、年末にヴィッティング外相にたいしペッツァモ問題の重要性を警告していた¹³¹⁾が、翌年1月18日には、本国に召還されてフィンランドを去った。折しも1月中旬に、ソ連は突如フィンランドへの輸出を停止した。フィンランド側にとって、ソ連のこれらの措置は、危機の前兆として受けとられた¹³²⁾。

このような中で、フィンランド側代表は1月末ふたたびモスクワを訪れ、1月27日か

127) Krosby, *Suomen valinta*, ss. 181-190.

128) Krosby, *The Petsamo Dispute*, p. 175.

129) *Ibid.*, pp. 105-108.

130) *Ibid.*, p. 111.

131) *Ibid.*, p. 109.

132) *Ibid.*, p. 112. ソ連のフィンランドへの輸出停止は、「冬戦争」当時の異例の寒気とそれに続く夏の天候不順によって農作物が平年の出来を30%割っていたこの極北の国に大きな打撃を与え、フィンランドのドイツへの経済的依存を増大させる結果を招いた。

ら2月11日にかけて、前後7回にわたり混合委員会が開かれた。フィンランド側が行なった提案は、戦時中の暫定措置として、フィンランド政府がモンド・ニッケル会社から利権を引継いでフィンランド・ソ連合併会社にゆだねるが、ただし操業は前者の手に残す、というものであったが、ソ連側は、合弁会社が採掘から販売までを行なうのでなければ問題にならないと拒否した。そこでフィンランド側は、一步後退してこれを受容れ、合弁会社が一切を引継ぐことを認めたが、ただし合弁会社の持株は、フィンランド51パーセントにソ連49パーセント、また経営の実権はフィンランド側が握ることを主張した。これにたいしてソ連側は、合弁会社の株は、両国で50パーセントづつ所有すべきであるとし、かつ専務取締役役にソ連人を任命することを要求した¹³³⁾。フィンランド側は、とくに後者については絶対に受入れられないとし、かくてこの度の会談も、たちまちデッド・ロックに乗り上げるにいたった¹³⁴⁾。両国間には冷却状態が続いた。

ところが、1941年春頃から、ソ連の対フィンランド政策には、明らかな変化が現われはじめた。モスクワ講和以来駐芬公使としてソ連の対フィンランド悪意の権化の役割を果してきたゾートフは1月中旬モスクワへ出立して以降帰任せず、かわりにオルローフ Павел Орлов が非公式に公使代理を勤めたのち、4月24日によりやく駐芬公使としての信任状を提出したが、かれは折からヘルシンキに帰っていたパーシキヴィにたいし、かれの任命の目的はソ・芬両国関係の改善にあると述べていた¹³⁵⁾。オルローフの公使就任は、何ら従来の懸案を解決したわけではなかった。フィンランド外相ヴィッティングは、5月5日の会見でペッツァモ問題は経済的な基礎に立って解決すべきであるとして、さきの混合委員会におけるソ連要求の撤回をオルローフに求め¹³⁶⁾、また5月10日には駐ソ芬公使がヴィンスキーに従来のフィンランドの立場を改めて要約した覚書を手交したが、ヴィンスキーは、ペッツァモ問題は3ヶ月以前と同じ段階であると指摘し、以後ソ連側からは何らの回答もなされなかった¹³⁷⁾。

しかし、他面では、ソ連の政策には新しい局面も現われつつあった。4月末と5月初めにパーシキヴィと会談したオルローフは、自分の見解であるとしながらも、ソ連政府がもはやフィンランド・スウェーデン間の同盟には反対しないであろうと述べた¹³⁸⁾。また5月30日に離任の挨拶にパーシキヴィがクレムリンを訪れた時、かれの希望に応じてスターリンが会見し、両国間の友好関係を希望し、2万トンの穀物をフィンランドに輸出することを約束した¹³⁹⁾。さらにこれらの出来事と平行して、ソ連は停止したフィンランドとの通商

133) *Ibid.*, p. 128.

134) しかし、この情況にソ連側が焦慮しており、硬軟の手段をとり混ぜて、フィンランド側に自己の要求を容認させようとしていたことは、事実である。混合委員会による交渉が事実上断絶した日の翌日、2月12日に、ソ連の外務人民委員次席ヴィンスキー Андрей Вышинский は、フィンランド公使パーシキヴィを招じて、問題解決にパーシキヴィ「個人」が乗り出すことを要請してパーシキヴィから発言の無意味さを指摘されたのは、その好例であろう (Paasikivi, *Toimintani*, II, 159.)。

135) Paasikivi, *Toimintani*, II, 213.

136) *The Blue-White Book*, Document 68.

137) *The Blue-White Book*, Document 71.

138) Paasikivi, *Toimintani*, II, 213.

139) Paasikivi, *Toimintani*, II, 216-218.

を復活した。これらのソ連側の行動の狙いは明らかでない。ただ、フィンランドにたいするソ連のこれらの宥和的な態度が、春以来いよいよ顕著化したフィンランドのドイツへの接近を憂慮するイギリスおよびスウェーデンがソ連政府に対フィンランド政策の再考を働きかけている中で現われたことは、重要であろう。

それでは、以上の期間にフィンランド政府は、いかに国際情勢を把握し、いかなる対外方針をたてていたのであろうか。これまでの考察から、ナチ・ドイツが対ソ戦争意図をフィンランドにたいし次第に明らかにしながらも、常に不明確な点を残すという政略を用いていたことが明らかとなったが、断片的な諸史料、ことにアメリカ外交文書から、こうした政略によってフィンランドが対ソ戦争参加へと操作されていった論理をひきだすことができるように思われる。

駐芬米公使の本国宛報告によれば、1月28日、フィンランド新大統領リュティは、かれにたいして、国際情勢を語ったが、その際独ソ関係は決して良好ではなく初夏にはドイツの対ソ進撃もありうると予測する一方、ヨーロッパの完全な崩壊を避けるために春には現交戦国が「平和の基礎を見出す」ことを望んでいた¹⁴⁰⁾。同じ米国公使にたいして外相ヴィッティングは、2月7日、大戦の展開とソ連の国境への関心如何によってはソ連が新たなフィンランド侵略に出る可能性のあることを予想し、国民の対ソ抵抗の決意を強調するとともに、「現交戦国間の早期和平を繰返し希望した」¹⁴¹⁾。同様の見解表明は、連合党の一有力政治家によっても行なわれており¹⁴²⁾、当時フィンランド政府が、まったく予測のつかない国際情勢の中で、ただソ連の対フィンランド侵略の可能性のあること、およびそれがドイツの強国としての存在如何にかかっていること、の二つを確信していたことが明らかであろう。

その後数ヶ月の間に、模糊たる国際情勢の中にドイツの対ソ戦争意図が明視されるようになってくると、フィンランド政府は、ナチ・ドイツの陣営にひきこまれていくことによりやく危惧の念を抱くようになった。5月中旬に本国から帰任した駐瑞フィンランド公使は米公使にたいし、フィンランド国民の親独感情の高まりを指摘し、かれが会見してきた「大統領、首相、外相、国防相からなる」インナー・キャビネットが「可能であればいずれの隣国の腕にも投げ込まれない」厳正中立の決意をもっているにもかかわらず、国内の親独感情の増大が「かれらの政策にとって深刻な脅威」となっているとして政府首脳のもつ不安を伝えるとともに、インナー・キャビネットが、この親独感情に対抗するためには、「ソ連がフィンランドにたいしより協調的な精神を見せることが必要」、と考えているとし、「反ソ感情が減ずれば均衡が回復され、望み通りの中立を維持しやすくなる」との考えを示したのであった¹⁴³⁾。

140) Schoenfeld to the Secretary of State, Jan. 28, 1941 (FRUS, 1941, I, 6).

141) Schoenfeld to the Secretary of State, Feb. 7, 1941 (FRUS, 1941, I, 10-11).

142) Schoenfeld to the Secretary of State, Jan. 11, 1941 (FRUS, 1941, I, 2-3).

143) Sterling to the Secretary of State, May 16, 1941 (FRUS, 1941, I, 27-28). なお、駐芬・アメリカ公使も4月26日付の報告で次のようにしている。「…当地の比較的階級のひくい文民官吏、およびフィンランドの知識人指導者や実業方面の指導者の間に、ドイツのヨーロッパ征覇と戦争における勝利を不可避なものとして受けとる傾向が殖えつつあり、最近いよいよ顕著になっていることはほとんど疑いがない」(FRUS, 1941, I, 22-34.)。たしかに1940年秋以来、ラプアに極右主義者の集會が開かれて、ヒトラーの「新生ヨーロッパ」に同情を表明し (Frietsch, *op. cit.*, s.257; von Born, *op. cit.*, ss. 371-372).,あるいはフィンランド版国家社会主義団体《Kansallissosialistinen järjestö》《Suomalais-kansallissosialistinen Työjärjestö》の結成が行なわれるなど極右翼の動きが目立ちはじめていた。

しかし、すでに見たように、このような工作もソ連側にめざましい反応をもたらさず、5月末から6月初めにかけて、ドイツの対ソ戦争へのフィンランドの軍事的連帯を決定的なものとした両国軍部間の会談が、フィンランド政府首脳の承認のもとに行なわれてのち6月9日には、大統領リュティは、政府閣議の席上で、国際情勢を論じ次のように言い放つにいたっていた。「ロシアとドイツの間に戦争が勃発したならば、それは全世界の利益になるであろう。ドイツは現在ロシアを打倒するかあるいは少くともある程度弱めることのできる唯一の国であるし、またたとえドイツの方も戦いで弱められたとしたところで、世界は損をしないであろう。ロシアができるだけ弱められることこそ、われわれの救われる条件である。ロシアが戦争に勝てば、われわれの立場は困難に、恐らく絶望的なものになるであろう。……ロシアはしかもすでに恐ろしく強大である。万が一にもロシアが今年戦争に加わらずしかも他の強国が戦いつづけるならば、ドイツであろうが他の国であろうが、もはやロシアを打負すことはできなくなる。かかるが故に、残酷にひびくかも知れないが、ドイツとロシアの間に戦争が勃発することをわれわれは望むべきだとさえいえる——われわれ自身は局外に立とうと希望すること無論であるが」¹⁴⁴⁾。

このような中で、1941年6月22日早暁ナチ・ドイツ軍は対ソ攻撃の火蓋を切り、独ソ戦争が始まった。同日午前9時にリュティ大統領臨席の下に開かれたフィンランド内閣外交委員会の席上で、首相ランゲルは、この戦争においてフィンランドは「少なくとも目下のところ」(ainakin toistaiseksi) 中立であるとし、かつ、軍事情勢がフィンランドに及ぼす影響は、フィンランド国内にあるドイツ軍の動き如何による、と報告した¹⁴⁵⁾。このようにして、フィンランドはとりあえず中立の立場に立ったのであるが、同国はたちまち、きびしい四囲の情勢の影響下にさらされることとなった。

まず、対ソ戦争にあたってヒトラーが行なった声明は、末尾の部分において、次のようにフィンランドをナチ・ドイツの盟国に仕立て上げていた。「……ナルヴィクの戦いの勝利者は、フィンランド人同志と同盟し(im Bunde)北氷洋の沿岸に立っている。ドイツ軍師団はノルウェー征服者の指揮下に、フィンランドの自由の戦士達はこれまたおのが元師の指揮下にあつて、フィンランドの領土を守っている」。大統領リュティの示唆にもとづいて外相ヴィッティングは、在外出先機関と駐芬ドイツ公使にたいし、フィンランドは可能なかぎり中立にとどまり、ソ連との関係も維持する意図をもつこと、ただしもしソ連がフィンランドを攻撃してきたならば防衛する意向である旨を伝え、ヒトラーの開戦声明が与えた印象を訂正しようとした¹⁴⁶⁾。これにたいし、ドイツ外務省は、6月24日の新聞記者会見で、フィンランドが非交戦国であることを認めた。

しかし、こうした動きの中で、フィンランドの動向にもっとも関心を向けていたのは、いうまでもなくソ連であった。すでに6月22日の早朝、ヒトラーのラジオ演説が伝えられた直後に、ソ連機数機がフィンランド国内に飛来して投弾し、またハンコ基地の砲台もフィンランド領内に向け火を吐いたのであった。これらは示威的な軍事行動以上の意味はもたなかったが、同日夜外相ヴィッティングはソ連公使オルローフにこの件を伝え抗議し

144) SSO(A), n:o 45 (Jalanti, *op. cit.*, s. 339).

145) Jalanti, *op. cit.*, s. 354.

146) *Ibid.*

た¹⁴⁷⁾。オルローフは、同日のモロトフの演説を引用して、かかる事実はなくむしろフィンランド機がソ連領内に飛来していると言い張ったが、結局調査する旨約するとともに、独ソ戦争にたいするフィンランドの態度を質問した。ヴィッティングは、その件は6月25日に国会が討議するであろう、またフィンランド領にたいする侵犯が続くならば、フィンランドとソ連の関係を改善することにはならないであろう、と答えた。なお、オルローフは同日、ユナイテッド・プレスの記者にたいし、ソ連はフィンランドを好意的中立として扱うが、もしドイツがフィンランド領を対ソ攻撃に使用するならば、対抗行動をとる、と述べていた。翌23日、今度はモロトフが駐ソ・フィンランド公使ヒュンニネンを招き、フィンランドに関するヒトラーの言明はなお不明確であるとし、フィンランドはドイツ側に立っているのかそれとも中立であるのか、と迫り、ソ連がフィンランドにたいし領土の野心を持たないことを強調するとともに、ソ連は上記の質問にたいし明解な返答をうる権利がある、とつけ加えた。相互の国境侵犯にたいするやりとりののち、ヒュンニネンは本国政府に照会する旨約束したが、すでに同日ソ連側は、フィンランドとの電話電報連絡を断ち切っており、ためにヒュンニネンの照会電報が本省に到着したのは、ようやく24日から25日にかけての深更であった¹⁴⁸⁾。

しかし、6月26日になると、ソ連空軍は、首都ヘルシンキをはじめ、トゥルク・ヨエンスー・ヘイノラその他のフィンランド南部諸都市にたいし、広範囲にわたる爆撃を行なうにいたった。これは本格的な軍事行動であり、応戦したフィンランド側が撃墜したソ連爆撃機の数だけでも26機にのぼった¹⁴⁹⁾。この日予定通り、フィンランドの独ソ戦争にたいする態度を決定するための秘密国会が開かれたが、当初首相ランゲルは、フィンランドの大戦突入を防ぎ中立を維持するための演説を準備していたといわれる。しかし、ソ連空軍の大挙襲来の現実直面して、ランゲルは、大統領リュティとともに草稿を全面的に書き改め、フィンランドにたいする大規模な攻撃の結果戦争が事実上 (de facto) 始まったこと、フィンランドが自衛行動に出る旨を宣言したのであった。翌6月26日大統領リュティはラジオ放送を行ない、ソ連軍のフィンランド領空襲が、いかにモスクワ講和以来一貫して続けられてきたフィンランドの独立を奪わんとする政策の帰結であったかを説明したのち、次の言葉で開戦演説を結んだ。「市民諸君！過去数世紀は、宿命によってわが国が置かれた世界のこの一隅には、永続する平和は達成できないことを示してきた。われわれが東方からの圧力に常に曝されているからである。この圧力を減じ、永遠の脅威を除去し、来るべき世代に幸福で平和な生活を確保せんがために、われわれはここに防衛戦争を開始する。わが国民の生命をその手に握る運命の神に導かれて、われわれは究極の勝利まで戦いを遂行する」¹⁵⁰⁾。このようにして、対ソ自衛の戦いとして「冬戦争」につながる「継続戦争」は始まったのである。

4. ユホ・パーシキヴィの論理

147) *The Blue-White Book*, Document 73.

148) Jalanti, *op. cit.*, s. 357.

149) Jalanti, *op. cit.*, s. 358.

150) *The Blue-White Book*, Document 74.

「継続戦争」の前史において駐ソ・フィンランド公使として活動したパーシキヴィは、ソ連とフィンランドの関係が常に危機をはらんでいたこの時期に、ソ連からいわば「好ましい人物」(persona grata)とみられていた例外的なフィンランド人であった¹⁵¹⁾。かれは、常にソ連にたいする譲歩を勧告し、そのためについに本国政府の方針と対立して公使を辞任するにいたったのである。以下、この時期のかれの外交活動を背景に、パーシキヴィの見解を検討してみることとしたい。

いったいパーシキヴィによれば、「われわれ小国にとって悲しく、また危険な現実」は、「あらゆる〔国際〕法上の平等にもかかわらず、小国と大国の間に大きな較差が存在していること」であった¹⁵²⁾。このような中では、小国にとっては、「中立政策によって独立が擁護できれば素晴らしいことである」¹⁵³⁾。だが、最近の軍事技術の発達は、紛争の中心から遠く離れた国々をも破滅にまきこむようになり¹⁵⁴⁾、「遺憾ながら以前の中立政策では不十分になった」¹⁵⁵⁾。第二次大戦において、すでに10を数えるヨーロッパ小国が中立政策で失敗しているのが、その証左である¹⁵⁶⁾。このような中では、小国としては、「わが国を最終的な破局にみちびくような紛争からは、あらかじめ身をひくか、これを避けておかねばならぬ。従来の主権の考え方にはあてはまらない『屈辱』(nöyrytyksiä)といえども避けることはできないかも知れぬ」¹⁵⁷⁾。

当時の国際政治における「小国」のあり方にたいするこうした認識に立つパーシキヴィは、それでは、フィンランドそのものの国際的地位をどのように考えていたのであろうか。パーシキヴィによれば、フィンランドは、文化的、社会的、歴史的に、また世界観や生活様式においても、北欧に属しており、この生活様式を維持することこそフィンランド人にとって死活の問題なのであった¹⁵⁸⁾。ロシアは、青年時代に遊学しその文化や文学に造詣をもつパーシキヴィにとっても、「われわれにそぐわない、まったく別の世界」なのであった¹⁵⁹⁾。しかし、そのことはロシアにたいする敵意につながるものではない。大ロシア帝国に近いがゆえに友好関係を維持し、敵対を取除くことが、「私がよく理解し認識した原理であった」。「変えることのできない現実を認め、政治的に不可避なことを認めることは、政治における第一の原則なのである」¹⁶⁰⁾。そして、「ソ連の軍事的安全保障とわが国が北欧と一体でありつづけることの二つの目的を満足させることは不可能ではないはずであった」¹⁶¹⁾。

151) パーシキヴィは、モロトフから、「(フィンランド人指導者の中で)ソ芬間の友好関係を欲しているのは、あなたただだ」とさえいわれた(Paasikivi, *Toimintani*, II, 79.)。

152) 1940年12月26付のパーシキヴィのタンネル宛書簡よりの引用(Paasikivi, *Toimintani*, II, 182)。

153) 同上(Paasikivi, *Toimintani*, II, 185)。

154) Paasikivi, *Toimintani*, II, 192。

155) 前掲タンネル宛書簡(Paasikivi, *Toimintani*, II, 185)。

156) 同上(Paasikivi, *Toimintani*, II, 185) および Paasikivi, *Toimintani*, II, 192。その10ヶ国としてパーシキヴィが挙げるのは、オランダ、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、バルト3国、ルーマニア、ギリシアである。

157) 前掲タンネル宛書簡(Paasikivi, *Toimintani*, II, 186)。

158) Paasikivi, *Toimintani*, II, 191。

159) Paasikivi, *Toimintani*, II, 192。

160) 1940年10月末のパーシキヴィのリュティ宛書簡(Paasikivi, *Toimintani*, II, 192)。

161) Paasikivi, *Toimintani*, II, 191。

ところで、以上のような見地に立ったとして、問題は、ソ連が現にフィンランドにたいしていかなる目的をもっているか、である。そのばあい、核心となるのは、ソ連の対フィンランド政策が、バルト三国にたいする政策と同じ目的をもっていたか否か、にあらう。「バルト諸国の独立は、私から見れば、常に不確定なものであった。1920年代にすでにエストニア人自身が同じような意見であった。大国ソ連が地位を回復した暁に、『大艦隊だとほとんど旋回もできない』といわれるようなフィンランド湾の東隅におしこめられて満足していることはありえなかった。バルト沿岸諸国がソ連に併合されるのは、ただ時間の問題であった」。これにたいし、「フィンランドの地位は常にバルト諸国と別であった。フィンランドは特殊な立場に立ってきた。…ピョートル大帝は、フィンランドを征服して8年間これを保持したが、まったく自発的にスウェーデンに返却した。……アレクサンドル1世が、ロシアにとっては『軍事基地』以上の利益はもたらさない特殊な地位をフィンランドに与えた事情は、ロシアがフィンランドを、ロシアの他の部分と同じように帝国にとって不可分な部分とはみなさなかつたことの証左と見ることができる」。ところで「ポリシェヴィキは、それにも増したロシア帝国主義者に変じた。……だが、もしポリシェヴィキが単なる帝国主義者であるのなら、……かれらと理性的に話し合うことが可能であらう。しかし、かれらには共産主義というイデオロギー的目的もあって、これがソ連帝国をまとめる力になっているように思える。このために、われわれの地位は一層困難に、かつ危険なものになっている」¹⁶²⁾。このようにして、パーシキヴィは、ソ連の対フィンランド政策が、客観的な条件や歴史的背景からして恐らくはバルト3国にたいする政策とは異なるはずであると類推しつつも、なおも不可測なことを認めざるをえなかつたのである。しかし、「結論を裏づけるだけの要因がわずかであるかあるいはまったく欠けているところに對外政策の困難さがある」にしても、「しかもなお決定は下さねばならなかつた」¹⁶³⁾。そしてパーシキヴィは、本稿が考察の対象としている時期においても、ほとんど信念ともみえる態度で、ソ連の要求にたいする譲歩を主張しつつつづけたのであつた。

さて、モスクワ講和の締結後、4月15日に駐ソ公使としてふたたびモスクワの土を踏んだパーシキヴィは、その3日後に外相ヴィッティングに宛てた書簡の中で、向後のフィンランドがとるべき対ソ外交方針を次のように勧告していた。「私の見解では、わが政策の主要な努力は、できるだけ〔ロシアの〕疑惑の軽減をはかることに向けられるべきである。何故ならスターリンが昨年秋私に述べたように『地理にたいしてわれわれは何もできないし、あなたがたも何もできない』からである。地理は、ロシアが、たとえそれがいかに困難であらうと何とかして一緒にやっつけていかねばならないわれわれの巨大な隣人であり続けることを物語っている。Što djelatj! モスクワ講和のあと、われわれの地位はいちじるしく弱体化しており、1721年に続いて1741～43年と1808～09年がやってきたようなことが起らないようにするには、わが政策上はいやが上にも慎重でなければならない」¹⁶⁴⁾。「苛酷」であり、ソ連が「不必要な位の大きな要求をした」モスクワ講和は、もはや正すことはできず、「これを基にして生きなければならない」という以外には「何が将

162) 前掲トンネル宛書簡 (Paasikivi, *Toimintani*, II, 181-182)。

163) 同上 (Paasikivi, *Toimintani*, II, 181)。

164) Paasikivi, *Toimintani*, II, 4.

来起るか判らない」¹⁶⁵⁾状況の下で執務をはじめたパーシキヴィは、当初はしばしの間、ソ連がフィンランドにたいして示す強い疑惑や講和条約の履行にたいする徹底的な要求に悩まされはしたものの、モスクワ講和の枠を出た要求はもたないものと考えていた¹⁶⁶⁾。ただフィンランドと北歐三国との中立同盟にたいするソ連の反対は、パーシキヴィにとっても「理解し難い」措置であった¹⁶⁷⁾。

このようなパーシキヴィにとって、やがてソ連が6月下旬からモスクワ講和条約の枠を越えた一連の要求を突きつけてきたことは、いささか予想外であった¹⁶⁸⁾にせよ、紛争の危険を回避するために、そしてまたフィンランドにとってさしたる価値を持たないという理由¹⁶⁹⁾、あるいはフィンランドにたいし危険を及ぼさないという条件の限りで¹⁷⁰⁾、ソ連にたいする譲歩を本国宛勧告したのであった。しかし、流石のパーシキヴィも、7月から8月にかけてソ連の対フィンランド態度が陰悪化し国内でSNSの活動が活発化すると、当時バルト海をへだてて三国に起りつつあった事態に日夜思いを致さざるをえなかった¹⁷¹⁾。パーシキヴィにとってバルト三国の事態は、レーニンらがめざした少数者による革命の理念に沿ったものであったが¹⁷²⁾、SNSの活動目的がたんにソ連との友好関係の強化にとどまらずバルト三国におけるような事態を狙っているのではないかという疑惑は、パーシキヴィの脳裡をも、また去らなかつたのである¹⁷³⁾。しかもフィンランド国内には不満が増大しつつあり、「冬戦争」当時にみられたような「見解の一致」(yksimielisyys) はもはや存在しなかつた¹⁷⁴⁾。このような中で8月22日モロトフと会見したパーシキヴィは、かれの不安を日記に次のようにしるしていた。「会談は憂鬱だった。それから正しい結論を引出すことは難しい。モロトフは何も脅迫めいた言明はしなかつたが全体の色合いは『フィンランドの支配層』の敵視であった。モロトフやほかのソ連指導者達は、フィンランドにバルト諸国と同様な運動がおこり、その助けでフィンランドがソ連に併合されるよう望んでいるように見える」¹⁷⁵⁾。そしてパーシキヴィは、同日の会談について本国政府に宛てた報

165) *Ibid.*

166) *Ibid.*

167) Paasikivi, *Toimintani*, II, 51.

168) たとえば、ソ連のペッツァモに関する要求は、同国がペッツァモ地方にたいして関心を抱いていないという印象を抱いていたパーシキヴィを驚かした (Paasikivi, *Toimintani*, II, 138)。

169) これは、オーランド群島およびペッツァモ問題に関してあてはまる (Paasikivi, *Toimintani*, II, 94, 141)。

170) これは、ハンコ岬にいたるソ連軍国内通過問題に関してあてはまる (Paasikivi, *Toimintani*, II, 113)。

171) Paasikivi, *Toimintani*, II, 63.

172) 「民主主義の理念によれば、多数者が支持するやり方がとられなければならない。たとえかなりの数いたにせよ、少数者である以上、強制され『不当に扱われ』ても民主主義のルールでは文句は言えないのだ。レーニンや他のボリシェヴィキ連は、この点で考えが違っていた。かれらの理念に従えば、必ずしも多数者である必要はなく、精神的な少数者であれば、数は少なくとも、条件さえよければ、革命と現状顛覆を企てることができる。国民がマルクスの教えをよく信奉して幸福になろうと欲しないのならば、暴力で強制せねばならぬ。これは正しく良いことなのだ。バルト諸国でのやり方は、レーニンの教えに適合していたのである」 (Paasikivi, *Toimintani*, II, 62-63)。

173) Paasikivi, *Toimintani*, II, 63-64.

174) Paasikivi, *Toimintani*, II, 71.

175) Paasikivi, *Toimintani*, II, 82.

告の中で、同様の憂慮を述べたうえでその対策として、「人為の限り」(Menschenmögliches)をつくしてソ連に軍事干渉の口実を与えない努力をすることと並んで、SNSの運動を「精神的な力」によって無力化すること、国内に張りめぐらされたスパイ網を顧慮して発言に慎重であること、モスクワ講和が(現実のもの」(tosiasia)であることを国民に明確にすること、などを勧告したのであった¹⁷⁶⁾。

このような夏の危機が去ったのちも、ソ連がフィンランドの政府指導者に与えている脅威感は消滅することがなく、「冬戦争」の前夜の対ソ交渉ではパーシキヴィと同じく譲歩を主張していたタンネルも、モスクワ講和以来つづける一方のソ連の新たな要求に、かつての自己の主張にたいして懐疑を深めていったが、パーシキヴィは、対ソ政策に関する当時以来の自己の主張を、いささかも動揺させることはなかった¹⁷⁷⁾。そして、そのようなパーシキヴィの基本的姿勢は、1940年暮から翌年初春にかけてのニッケル問題をめぐる対ソ交渉の過程でも貫かれ、ついに本国政府の方針と決定的に対立するにいたるのである。

この交渉においてパーシキヴィは、本国政府の方針にたいし、ひとつの根本的で明確な批判をもっていた。かれは回顧録の中で書いている。「法律的な視点からするならば事は簡単であった。フィンランドはすでにニッケル鉱床の利権をイギリスの会社に与えており、その契約に不満はもっていなかったから、問題はまったくなかったのだ。もし事を法律的ビジネス的にだけ考えればよいのであれば簡単であって、ロシア人にもドイツ人にも駄目だ、といえよよかったろう。……しかし、このように簡単明瞭なやり方では通用しなかったのだ。われわれは事を法律や権利に基づいて自由に考えることはできなかったのであって、政治的な観点に基づいて解決をはからねばならなかったのである」¹⁷⁸⁾。パーシキヴィによれば、そもそもこのニッケル問題はソ連にとって経済的にはわずかな価値しかもっておらず、実は「ソ連は、ニッケル企業の経営をわが手に握る努力をつうじて、他の強国を締め出し、何よりも……このムルマンスクの関門地域を勢力圏下に収めようと望んでいた」のであって、ソ連の動機がこのように政治的であるところにこそ危険があった¹⁷⁹⁾。ところが、ニッケル問題に利害関心をもつドイツもイギリスも、ソ連を刺激することを恐れて、表立ってフィンランドに援助を与えようとはしなかった¹⁸⁰⁾。ことに「ドイツはわれわれに強硬態度を焚きつけはしても、いざ紛争が勃発した際に援けるという約束は何もしていな」かった¹⁸¹⁾。このような情勢の中では、「ニッケル問題のように〔フィンランドにとって価値の〕比較的小さな事柄で、われわれが紛争の危険に身をゆだねる余地はない」¹⁸²⁾のであった。

176) Paasikivi, *Toimintani*, II, 81-82. しかし、そのあとパーシキヴィはまたすぐ語を継いで次のように述べている。「だが、どんなにわれわれがソ連を満足させようと努力したところで、その揚句に戦争が避けられなくなる、という可能性も考慮に入れねばならぬ」。

177) Paasikivi, *Toimintani*, II, 183-184.

178) Paasikivi, *Toimintani*, II, 165.

179) Paasikivi, *Toimintani*, II, 156.

180) Paasikivi, *Toimintani*, II, 165.

181) Paasikivi, *Toimintani*, II, 161. パーシキヴィは、「当路者」に宛てた書簡の中で、当時このように述べ、さらに語を継いで、次のように吐きすてていた。「大国はすべて同じように手前勝手でありわれわれ小国は間に挟まって苦勞をする。この世界で『上品な国』(anständiga nationer)といえは、われわれ小国だけだ」。

182) Paasikivi, *Toimintani*, II, 152.

1941年初冬のニッケル問題をめぐるソ連の態度から、フィンランドに真に危険が迫っていると考えたパーシキヴィは、解決策としてニッケル鉱床地域を他のソ連領と交換することまで考えて本国に提案したが、問題とされなかった¹⁸³⁾。さらにパーシキヴィは、混合委員会による交渉が暗礁に乗りあげた翌日2月12日にヴィンンスキーとなした会談で、かれ独自の妥協案を示唆し、またこの考えを本国政府に具申した。この妥協案とは、ニッケル合弁会社の専務取締役はフィンランドから出すが、持株数と重役メンバーは芬・ソ平等とし、かつ重役会議議長は両国が年次交代で勤めるというもので、また技術者の5分の1はソ連人を採用するという内容であった。外相ヴィッティングは、しかし、大幅にソ連に歩み寄ったこの妥協案を問題としなかったのみならず、パーシキヴィがヴィンンスキーにその考えを伝えたことは、公使としての権限を越えた行為であるとして、譴責した¹⁸⁴⁾。当時フィンランド外相ヴィッティングとパーシキヴィの関係は日増しに疎隔になりつつあった。ヴィッティングは駐芬ドイツ公使ブリュッヘルにたいし、明らかにパーシキヴィの提案の無意味さを語り、当時のペツァモ危機は、ソ連がフィンランドの神経や芬独関係をためす試金石として起っているものであって、フィンランド政府内の「臆病者」だけがソ連の行動を宣戦布告の前触れと考えている、としていた¹⁸⁵⁾。この両者の懸隔は、パーシキヴィとヴィッティングないし本国政府首脳との間の対ソ関係にたいする基本的観点の相違のほかに、モスクワに駐在するパーシキヴィを、本国外相の地位にあってドイツの隠然たるフィンランド支持の態度を読みとっているヴィッティングが、まったく無情報のままに置いていたことにも発していた。2人の自信家の和解は、もはや不可能であった。

さて、このような中でパーシキヴィは、1941年2月には、駐ソ公使としての辞意を固めるにいたった。もともとかれは、当初3ヶ月の約束で駐ソ公使を引き受けたのであったが慰留され、さらに9月の辞任予定が年を越して延びたのであり、かれはいよいよ5月には解任されることを希望したのであった。

このパーシキヴィの辞意は、ソ連・フィンランド関係が望み通りに行っていないことによりいよいよ固められた。2月20日付で外相ヴィッティングに送られた解任希望の書簡において、かれはその理由として、外交政策に関する外相と自分の見解の不一致、外相が自分の政治的判断力や経験を信用していないこと、「破滅にみちびき そうな 政策にしまいまで附合う気はないこと」を挙げていた¹⁸⁶⁾。さらに3月、パーシキヴィは解任方を上申に一旦帰国し、5月末の辞任を認められたが、本国でかれが見聞したのは、フィンランド国内を徘徊するドイツ人が独ソ戦勃発の噂を公然と語っていることであり、またフィンランドでも、そのことが一般に信じ込まれていることであった。フィンランドの軍指導者は、冬戦争でのソ連軍の弱体ぶりからドイツの楽勝を予想していた¹⁸⁷⁾。モスクワに帰任したパーシキヴィは、ソ連の能力を過少評価することを警告した報告を、本国宛にしきりに送っ

183) Paasikivi, *Toimintani*, II, 157.

184) Paasikivi, *Toimintani*, II, 160; Krosby, *The Petsamo Dispute*, pp. 140-141.

185) Krosby, *The Petsamo Dispute*, p. 143.

186) この書簡は、末尾を、「これで両方が満足するように事が片づくわけだ」という痛烈な皮肉で結んでいた (Paasikivi, *Toimintani*, II, 202)。

187) Paasikivi, *Toimintani*, II, 206.

た。またかれは、広大なヨーロッパ・ロシアを征服することはドイツの能力を越えていることも、指摘していた¹⁸⁸⁾。このような警告を最後の仕事として、6月3日、パーシキヴィは駐ソ公使としての生活に別れを告げ、任地を去ったのである。

帰国した翌日大統領リュティを訪ねてパーシキヴィが開陳した意見は、当時パーシキヴィが抱いていた国際情勢予測を伝えて興味深い。日記でかれは書いている。「もしドイツがソ連にたいして侵略戦争を始めるとすれば、敗北に終る可能性がある、と私はいった。第1にソ連は考えられているよりも強く、ずっと激しい抵抗ができるであろう。第2に、ソ連は和を乞うことなく戦いを続け、そのうちに英米が敵に加わってドイツが負けることになるかも知れない。ドイツは抵抗を潰滅させるほど手ひどくはソ連を粉砕する能力がないであろう。——また私は、自分の意見では、ソ連の軍事力が過少評価されている、と強調した。事が防衛戦争となれば、スターリンは国民を周囲に結集し、国民の大指導者として立ち上ることが出来る。かれは戦いを続け、東に後退はしても降伏しないであろう。そこでドイツがしまいには負けるとなれば、ソ連は当然新しいヴェルサイユ講和を結ぶ立場となろう。その時われわれは1人ぼっちになるが、クレムリンはわれわれの仕打ちを忘れてはいまい¹⁸⁹⁾。しかし、「実に多くのフィンランド人と同様に、ソ連がフィンランドを征服する努力を決して捨てていないと確信している」リュティは、「フィンランドの唯一つの救いはドイツがソ連を粉砕することであり」、当時フィンランドがとっていたコース以外には、「われわれには他に選択の余地はまったくない」との意見を述べたのであった。

公職を離れてのちのパーシキヴィは、今やドイツと運まかせ‘på vinst och förlust’になったフィンランドの地位を憂慮するのみであった¹⁹⁰⁾。6月22日に独ソ戦が始まった時、無為のまま戦争に巻き込まれることに失地回復の望みを托したフィンランド政府首脳とは逆に、パーシキヴィは、「フィンランドを戦争の圏外に置いて、戦争によらずしてモスクワ講和の最悪の点を〔ソ連と交渉して〕直すように努力する」ことを期待した。何故なら「われわれがいかに対処するかにかかわらずヒトラーが始めたドイツの侵略は、われわれにとって利益となるものだ。ただしそれは、われわれが自分の方から戦争に介入することはしなかった場合だけの話である¹⁹¹⁾。

5. 社会主義者による批判

社会主義者の中からのフィンランド外交批判として注目すべきもののひとつは、『自由の言葉』誌 (Vapaa Sana) に拠ったフィンランド社会民主党左派の運動であろう。元来これら社会民主党左派の人々は、1930年代初めから社会民主党内部での動きを活発化し、社会民主党右派の指導者の下でいわば眠り込まされかけていた社会主義に再生の息吹きを吹き込もうと努めていたのであった。古手の社会民主党幹部であるヴィークやヘロと、30年代に『篝火』誌を刊行し、また1936年の国会選挙には人民戦線戦術を採用しているフィ

188) Paasikivi, *Toimintani*, II, 208.

189) Paasikivi, *Toimintani*, II, 208-209.

190) Paasikivi, *Toimintani*, II, 212.

191) Paasikivi, *Toimintani*, II, 219.

ンランド共産党の支持をも受けて当選した若手メンバーとの相違はあったが、「冬戦争」後は『自由の言葉』誌の発行のため合流し、タンネルに象徴される社会民主党の右派幹部にたいする言論攻撃を一段と強化したのであった。しかし、かれらはまもなく、フィンランドの独立擁護をナチ・ドイツの再評価の中で考えようとする極右派すら抬頭する社会民主党の中で孤立し、9月27日、党より追放処分に附された¹⁹²⁾。(p. 248の補註参照)

『自由の言葉』誌の運動において特徴的なことは、労働者階級の利益擁護の主張が、「冬戦争」中以来フィンランド国民の間に形成され、かつ政府によって利用されてきた「挙国一致」の原理にたいする「自由」ことに「言論の自由」の要求というかたちで、押出されていたことである。「挙国一致」の論理は、「全国民」の「見解の一致」の名のもとに「労働者階級の主張である「社会主義」を忘れさせたばかりでなく、とくに「冬戦争」がソ連にたいして戦われたことにおいて、「社会主義国」を敵として成立してさえいたのであった¹⁹³⁾。このような見解に立つこれら社会民主党左派分子は、『自由の言葉』誌内外での言論活動において、しきりにソ連との友好関係の必要をといていた。たとえばヴィークは、無産階級が、「自国の平和を擁護するためのみならず、おそらくはソ連が間もなく、黒い勢力にたいするヨーロッパでの唯一の反対者となるであろうがゆえに」ソ連との友好関係の樹立を利益とするのだと書き¹⁹⁴⁾、またスンドストロムは、大戦の彼方への展望の中で、フィンランドが、「社会主義大国」と隣接することに幸いされて、独立を維持しつつ「社会主義国家」となる可能性を述べていた¹⁹⁵⁾。このようなヴィークは、フィンランドの対ソ戦争参加を決定した国会の席上、政府が国会にたいし秘密主義をとってきたことに遺憾の意を表し、また言論の自由の制限が国民の独立と平和への希求の実現を妨げてきたと、1人抗議したのであった¹⁹⁶⁾。

ところで、フィンランドの対ソ政策にたいする外側からの批判者の中でも、『自由の言葉』に集う人々よりも、内政上はるかに大きな影響力をもち、さらには外政面においても政府からソ連との内通ないし呼応を警戒されていた勢力として、「ソ連・フィンランド友好協会」があった。

「ソ連・フィンランド平和友好協会」(Suomen-Neuvostoliiton rauhan ja ystävyiden seura. 略称は SNS) は、1940年5月22日、「冬戦争」以来の獄中生活から釈放されて間もない元社会民主党代議士リュオマ Mauri Ryömä¹⁹⁷⁾ を議長とし、ヘルシンキにある左翼紙「ソイフトゥ」(Soihtu¹⁹⁸⁾) の事務所で開かれた会合で結成されたものであり、その

192) John H. Hodgson, *Communism in Finland. A History and Interpretation* (Princeton, New Jersey: Princeton University Press), 1967, p. 190.

193) Johan Helo, “Sosialismi, yksimielisyys ja jälleenrakennustyömme” [社会主義と見解の一致とわれわれの再建事業], *Vapaa Sana* [自由の言葉], n:o. 1, 24-7-1940, s. 3.

194) *Vapaa Sana*, n:o. 2, 2-8-1940, s. 2.

195) Cay Sundström, “Sosialidemokratian harhalaskelmat ja pelastus [社会民主主義者の誤算と救済] *Vapaa Sana*, n:o. 1, 24-7-1940, s. 8.

196) *Salaiset keskustelut. Eduskunnan suljettujen istuntojen pöytäkirjat 1939-1944* [秘密討議, 国会秘密会議事録], Koonnut ja huomautuksin julkaissut Atos Wirtanen (Lahti: Caius kajanti, 1967), s. 96-97.

197) リュオマの逮捕された事情については、小著『東＝北欧外交史序説—ソ連・フィンランド関係の研究—』(東京, 福村出版, 1970年)を参照。

198) この新聞については、前掲小著を参照。

場で採択された会則によれば、同協会は、ソ連・フィンランド間の平和的・友好的関係の強化と両国間の経済・文化交流の前進を目的とし、そのために集会、祭典、講演会などを開き、また新聞に寄稿したり、出版物を出したりすることになっていた¹⁹⁹⁾。協会は、議長と4名の正規メンバーおよび2名の予備メンバーからなる指導部のもとに、諸地方に支部を設けて活動することとなった。設立会議は同時に、声明を発表し、フィンランド・ソ連間の非友好的な関係はフィンランド国民を新たな不幸と受難に導くのみであるという確信から SNS が設立されたこと、またフィンランドが当時直面していた経済的な困難は、ソ連にたいする経済的文化的関係を改善することによってのみ脱却しうる、とした²⁰⁰⁾。この声明で注目すべきは、それが「昔からこれらの目的によって仲間うちに深い足跡を残してきた労働者階級にとくに」呼びかけていたことであり、また「フィンランド労働組合中央同盟」(Suomen Ammatti-yhdistysten Keskusliitto, 略称は SAK) とフィンランド社会民主党それぞれの幹部がフィンランド・ソ連間の友好関係樹立に反対しているとして、かれらを非難していることであった。

ところで、SNS の設立に先立ってリュオオマはそのむねを予め内務省に通知していたが、内務省からは格別規制も行なわれず、運動は順調に滑り出すかに思われたが、設立会議が作成した上記の声明が内務省所管の情報活動検閲部に提出された時、前記の SAK および社会民主党幹部にたいする非難を含む箇所、および「ソ連・フィンランド友好関係を確立することなしには、わが国民が現今の諸困難を克服すること、すなわち、戦争不具者やカレリア引揚者やその他の戦争犠牲者を悲惨から救済することも、勤労人民の生活を保護することも、不可能である」と述べた箇所が、発表に先立ち削除を命ぜられた²⁰¹⁾。このようにして SNS は、その発足の当初から、すでに政府当局との軋轢の種を宿していたのである。

さて、活動を開始した SNS は、5月31日に第1回目の大衆集会を開いたのを皮切りに、ソ連・フィンランド間の通商関係の可能性についての講演会などを相次いで首都ヘルシンキで開き、7月12、15の両日行なわれた都合4回の集会には、合計1800名の協会員が参集したといわれる。大衆集会はこのほか、トゥルク、タンペレ、ラハティでも開かれた²⁰²⁾。一方、SNS は、その他の方法による活動も進めつつあった。まず、フィンランドの主要新聞を利用して行なう宣伝活動は、『ウーシ・スオミ』(*Uusi Suomi*) や『ヘルシンギン・サノマット』(*Helsingin Sanomat*) が検閲当局の意を受けて SNS の有料広告の掲載を拒否したことにより挫折し、5月下旬には早くも、SNS は、この事情を訴えた無許可ビラを配布するにいたった。また SNS は、フィンランド政府の閣僚、国会議員などにたいする手紙や代表派遣による陳情戦術も試みた。すなわち、5月末に SNS は、商工大臣コティライネン V. A. Kotilainen に書簡を送り対ソ経済関係の活発化を訴え、同

199) Sakari Karttunen, *Ystävyys vastatulessa : Suomen-Neuvostoliiton rauhan ja ystävyuden seuran myrskyinen taival vuonna 1940* [逆風の中の友好—1940年におけるソ連・フィンランド平和友好協会の嵐の道—] (Helsinki: Tammi, 1966), s. 41. なおこの創立会議にはリュオオマのほか11名が参集した。

200) *Ibid.*, s. 42.

201) Karttunen, s. 44.

202) *Ibid.*, s. 49-51.

時に教育相クッコネン Antti Kukkonen に、経済関係の強化のためには文化交流が必須である旨を書きおくれた。ついで6月初めには、国会議員全員にたいして、民主的な国家組織に悖るものとして検閲制度の廃止を要求する手紙が送られた。しかし、この手紙戦術は、まもなく、政府が SNS をきわめて危険な団体とみなす発端となるにいたった。SNS は、6月26日付で国会議長に書簡を送ったが、その中で現政府を、好戦的な政策を行なっていると非難し、フィンランドの経済的苦況に責任があるとし、また SNS にたいして挑発的な言動を行なっていると攻撃した。そして、このような論拠にもとづいて、SNS は現政府を無能とし、フィンランド・ソ連間の経済的・政治的・文化的関係に真面目に関心を持つような政府の形成を要望する、とした。公安警察当局は、政権交代を要求したこの書簡を重視して、7月初めに署名者であるリュオマとヴィレニウス Lempi Vilenius を取調べ、さらに同月末には、首相リュティがリュオマを呼び出して詰問した。そしてこれらの調査ののち、7月26日に政府は秘密閣議で、リュオマとヴィレニウスの逮捕を決定した。

7月末からは、SNS は大衆集会をいよいよ活発に開くようになり、一方これと平行して、警察も強い規制を加えるようになり、路上ではしばしば激しい格闘が演ぜられた。8月2日には、「冬戦争」の義勇兵に応募して帰国中のフィン系アメリカ人が、首都ヘルシンキで集会主宰者の1人を射殺するという事件が起ったし、トゥルクでも8月1日に警察側の発砲で通行人が1人死亡する事態になった²⁰³⁾。このほかポリ・タンペレ・ラハティ・クオピオ・ケミその他でも、規模は小さいながら、同様の状況が続いていた。しかし、このような一連の事件ののち、SNS の活動は、当局の大衆集会禁止措置の結果として急速に衰えていった。SNS は逮捕によって指導者がめまぐるしく交代しながらも、10月下旬には年次大会を開き、また9月からは機関紙『人民ニュース』(Kansan Sanomia) を発行し、ソ連事情に関する講演会などの文化活動を続けたが退潮はおおむねもなく、12月23日に政府の申請にもとづき高等裁判所が国益に反する非合法団体と認定してのちまもなく、活動はまったく停止するにいたった。

それでは、以上のような活動経過を辿った SNS の参加者はいかなる分子から成り、何をそこに期待していたのであろうか。SNS の入会者は4万人を数えたといわれるが²⁰⁴⁾、SNS の研究者カルットゥネンの著書から推測されるのは、フィンランド共産党がその有力な支柱であり、同党は SNS をつうじて永年禁止せられてきたいわば地上の活動を活発化しつつあった²⁰⁵⁾ ことである。ところで、SNS はすでにみたように、フィンランドとソ連の友好関係の確立を目的として掲げており、その活動の過程において、目的実現のための政府の交代を公然と要求するにいたったのであるが、具体的にはそれが何を意味したかが問題であろう。SNS の集会で「ソヴェト・フィンランド万歳」(Eläköön Neuvosto-Suomi) の声が挙げられたとする警察側の主張は、当時 SNS の真の狙いを示すものとして喧伝されたが、ヴィレニウスは、「フィンランド・ソ連友好万歳」(Eläköön Suomen

203) Karttunen, s. 90.

204) Frietsch, s. 295. ただしカルットゥネンは、10月22日現在の入会登録者数として35,154名を挙げている(Karttunen, s. 53)。

205) Karttunen, s. 53.

ja Neuvostoliiton ystävyys) の叫びを誤解したものと主張している²⁰⁶⁾。

しかし、前述の一連の SNS デモ事件の逮捕者にたいする警察の訊問調書は、興味深い証言を提供している。同調書²⁰⁷⁾によれば、逮捕者の大部分を占める共産党関係者の中には、「フィンランドはソ連にならったソヴェト組織をもたねばならない」、²⁰⁸⁾「フィンランドは〔バルト三国と〕同じような方法で自治を享受するソヴェト共和国としてソ連に加わるはずである²⁰⁹⁾」などと語って「ソヴェト・フィンランド」の実現が SNS の目的であることを公然と認める者が少なくないのであった。しかも、ソ連への合併が、「フィンランドは独立国としてやっていくことはできず、国民の大きな部分が遠からず餓死するであろう²¹⁰⁾」という理由によって必要とされていることは、注目にあたいする。なかんづく、技師のトゥオマイネンなる人物が、SNS への入会の勧誘をあるトラック運転手から受けたとき後者が次のような説明をしたと証言しているのは、特記にあたいしよう。「協会の目的はフィンランドの平和を守ること、つまりフィンランドが戦争に入らないような状態をフィンランドにもたらしことである。……フィンランドはこれをバルト諸国と同じやり方で、すなわちソ連にその一部分として加わることによって、達成しなければならない。ドイツとソ連が諸小国を分割する条約を結び、フィンランドがソ連に加わるものと決められたからには、フィンランド人がそれに抵抗しようと試みることは無益であって、むしろ、戦争に訴えることなしに平和的な手段でこれを達成するよう努力しなければならぬ。この目的でこそソ連は外から圧力をかけ、SNS は同じ目的を実現するために内から圧迫しているのである」。かくてトゥオマイネンは、「フィンランドは、巨大なソ連がひとたびフィンランドの征服を企てたならば、まったく敵うまい」と考え、「最上の策は、フィンランドのソ連加入が流血の必要もなく平和なやり方で行なわれるように、事を運ばせることだ」と結論して SNS に加わったのであった²¹¹⁾。以上の証言はいずれも公安警察による訊問調書に記載されているものである点、証言そのものとしても、また採録の状況に即しても、慎重な取扱いが必要であろう。またこれらの証言が SNS の参加者全体の傾向をどの程度反映しているかも問題であろう。しかし、これらの証言がデモの指導者もしくはもっとも尖鋭な分子として逮捕された人々によってなされたものであること、またこれらの証言の中には、当時のフィンランドが直面していた内外状況に照して興味深い発想が含まれていることは、無視しえないであろう。

ところで、以上の検討の中から浮び上がってくるのは、SNS がフィンランド共産党（以下、^{エス・コ・ニ・ベ}SKP と略記する）と具体的にいかなる関係にあったか、という疑問であろう。この

206) Karttunen, s. 85.

207) *Pöytäkirja, jonka allekirjoittanut valtiollisen poliisen toimistopäällikkö laati alemmaa kerrotun asian johdosta toimitetuissa kuulusteluissa valtiollisessa poliisissa Helsingissä heinäkuun 30 ja elokuun 6 päivien välisenä aikana 1940* [下記署名の公安警察署長が1940年7月30日より8月6日の間、ヘルシンキ公安警察署において下記の事件に関して行なった訊問の際にとった記録] (Valtionarkisto [国立文書館] Helsinki)。以下 *Pöytäkirja* と略称。

208) Irja Niemi, *Pöytäkirja*.

209) U. A. Laurikainen, *Pöytäkirja*.

210) P. V. Heikkanen, *Pöytäkirja*.

211) Otto Tuomainen, *Pöytäkirja*.

点については、元 SKP 党员ランタネン S. Hj. Rantanen の回顧録²¹²⁾が重要な証言を提出しているの、それをここに紹介する。ランタネンの回顧録によれば、フィンランド国内の SKP 指導者は冬戦争後モスクワに召喚され、クーンネン政権の敗退の原因の説明を求められた。いったい、冬戦争にたいするフィンランド国民、とくに労働者階級一般の態度は、クーンネン政権のみならず国内 SKP 指導者をも驚ろかしたのであった。しかし当時 SKP は訓練された指揮者を持ち、党組織も強固なはずであった。結局クーンネン政権の失敗の原因は、「平和的な人民戦線時代が大衆を打撃の準備から遠ざけ、かれらを議会主義の夢にひたらせ、戦争意欲が低下し、街頭デモへの行動意欲やストライキ準備が立ちおくれた²¹³⁾」ことに求められた。クーンネンやクーンネン政権内相レヘーンの指導下に行なわれたこの会合では、結局、有能な司令部の形成が緊急の課題とされ、政治組織とは別の戦闘部隊の編成がもくろまれるにいたった。まず、SKP の政治部門の活動は、合法組織である SNS に集中された。各職場の SKP の細胞組織は SNS の会員獲得キャンペーンに動員され、労働者達は SNS の組織をつうじて SKP の指導下におかれた。SNS の「管制高地」は経験を積んだ SKP 活動家によって握られ、SNS の大衆集会は、ヘルシンキでは 2,000 名、トゥルクでは 1,500 名にのぼる蜂起組織の訓練の場に供された²¹⁴⁾。一方軍事組織は、国内戦争の準備に狂奔した。武器の入手が努力され、首都ヘルシンキでは通常型や自働型の拳銃が入手され、またトゥルクでは 1918 年当時の赤衛団参加者から旧型の小銃が蜂起予定者に渡された。また軍隊内部とも連絡がとられ、軍事地図、公文書、軍服などが盗み出されたのであった²¹⁵⁾。

SNS のメンバーが、たんにソ連との友好関係確立を希望する者、『自由の言葉』誌に近い社会民主党左派分子を含んでいたことは事実であるにしても²¹⁶⁾、SNS と SKP の組織上のつながりは、以上の諸証言から動かないところである。そこで次に問題となるのは、このような SNS の活動がソ連の対フィンランド政策とどのような関係に立っていたのかということであろう。この点を直接物語る史料をわれわれはまったく欠いており、その説明は今後に俟たなければならない。ただ、ソ連が、フィンランドとの文化交流や相互理解増進の足がかりとしては SNS だけを相手とする態度を示していた²¹⁷⁾ こと、および第 1 章において見たような公然たる外交的掩護射撃が、ソ連側から行なわれていたことだけは指摘できる。

結 語

「冬戦争」の終結から「継続戦争」にいたる時期のフィンランドの対外政策は、自国の

212) S. Hj. Rantanen, *Kuljin SKP:n tietä* [私は SKP の道を歩んだ] (Helsinki: Otava, 1958)。

なお、ランタネンおよび本書に関しては、小稿「『冬戦争』にいたるソ連・フィンランド関係に関する補足的ノート」(『スラヴ研究』15号) 参照。

213) Rantanen, ss. 95-96.

214) Rantanen, ss. 97-98.

215) *Ibid.*, ss. 98-99.

216) Frietsch, *op. cit.*, s. 255.

217) たとえば、ソ連との文化交流や相互理解の増進を目的とした文化人の団体がフィンランド政府によって組織されたが、ソ連側はこれをまったく無視していた (Karttunen, *op. cit.*, s. 111)。

安全保障を西北国境方面での勢力圏強化のかたちで追求するソ連による圧力の前に、その独立を擁護するにあたって、列強紛争の渦外での中立努力の挫折から、渦中での強国間のバランス政策へと移行していったといえるであろう。そのコースは、フィンランドが無為のうちにドイツの対ソ戦争計画に乗っていく結果をもたらしたのであり、さらに、その延長線上においては、限定的ではあったが、これまた自働的にドイツへの依存を深めてソ連との泥沼の戦争に入りこんでいくこととなったのである。しかし、このフィンランド政府の対外政策路線にたいする批判者は、クロスビーが提起する次の疑問に答えなければならないであろう。すなわち、クロスビーによれば、独ソ戦争開始の際にフィンランドが局外中立を工作することは、対ソ戦争に同国を利用する決意の固いドイツのゆえに不可能であった。ことに戦争遂行上不可欠であるニッケル資源の確保に執念を燃やすドイツは、かりにフィンランドがソ連の了解をとりつけて局外中立を試みたとしても、「馴鹿作戦」の発動によってペツァモ地区を占領したであろうことは確実であり、それはまた必ずソ連軍のフィンランドにたいする対抗進駐をまねき、フィンランドは戦火の巻と化したであろう。またそれ以前の問題としてドイツのフィンランド国内通過権の承認をとりあげるとすれば、この問題のそもそもの背景としてのソ連の対フィンランド政策を問題としなければならない、と²¹⁸⁾。

当時の駐ソ・フィンランド公使パーシキヴィは、フィンランド政府の政策を、その回顧録において、「冬戦争」につぐ「再度の明白な過誤」として批判しているが、それは、決してかれの提出するオールタナティヴ＝ソ連との交渉による局外中立努力の効果についてかれが楽観を抱いていたことを意味しない。むしろパーシキヴィは、ドイツの関係からそれが困難であったことを認めていた。しかもなお、かれがオールタナティヴをとるべきだと考えていた根拠は、「何よりも、まことに小国が忘れてならないことは、事を成行きにまかせて軍事的解決に至らしめる以前に、まず以て、外交的手段を最後まで用いるべきだ、ということである²¹⁹⁾」からであった。パーシキヴィは、国民の間の主権擁護のナショナリズムに支えられたフィンランド政府の対ソ政策に心情的な共感すら寄せながらも、国際政治における強国支配の現実の認識に基づいて、たとえ主権擁護の観点からは屈辱と映ろうとも、究極的な独立と安全確保のために外交手段をつくさなければならない、と考えていたのであった。

フィンランド政府の対ソ政策にたいする『自由の言葉』誌メンバーや「フィンランド・ソ連友好協会」の批判的活動について見るならば、その大きな背景として、第二次大戦勃発後の国際環境の変化や、「冬戦争」によって受けた人的物的被害、さらにはモスクワ講和の結果としての領土喪失やカレリア地峡からの引揚者の存在などがもたらしたフィンランドの経済状態の悪化、さらにそれに伴う社会的な不満の増大の事実を見逃すことはできないであろう。ある程度、国内戦争の生じた1918年当時の記憶をすら喚起させるような雰囲気²²⁰⁾の中で、左翼的な運動が影響力を強め、内政の上では、政府が続行する言論統制

218) Crosby, *Suomen valinta*, ss. 23, 232-237.

219) Paasikivi, *Toimintani*, II, 221.

220) 前頁参照。

や1930年以來の共産党非合法化状態にたいして批判が吹き上り、また外政上においては、「社会主義国ソ連」との友好が要求されたのであった。両グループの活動を十分に解明するだけの材料を筆者は欠いているが、以上の考察からもさしあたり注目されるのは、これらの運動参加者が抱いていたソ連観であろう。『自由の言葉』グループのメンバーのように民主化されたソ連と独立フィンランドの連携を構想するにせよ²²¹⁾、あるいはSNSの中のかなりのメンバーのようにソ連邦の枠の中でのフィンランドの発展を望むにせよ、いずれにも共通してみられることは、第一に、第二次大戦中より将来の国際関係のあり方を展望する中で、「小国」としてのフィンランドの存在の仕方を構想している点であり、第二には、ソ連の内外政にたいして、理想主義的な期待をかけている点であろう。

本稿全体をつうじて、粗笨ながら、「継続戦争」ないし「独ソ戦争」前史におけるフィンランド側諸勢力の対ソ態度の輪郭を浮び上らすことができたかと考えるが、これらの諸態度の真の評価は、同じ時期のソ連のフィンランドないし同国国境西側周辺諸国一般にたいする政策の解明のうえに立って、はじめて可能であろう。

〔附記〕本稿は昭和46年度文部省科学研究費による研究成果の一部である。

221) ヴィークは第二次大戦は結局は独ソ両独裁主義国の対決となるであろうこと、およびナチ・ドイツと異なりソ連の政治体制は将来民主化される可能性をもつことを確信していた (Hodgson, *op. cit.*, p. 185)。

補註) 社会民主党左派のこのグループには、次のような人々が含まれていた。ヴィーク Karl Wiik, ヘロ Johan Helo, ライサネン Yrjö Räisänen, アンプヤ Mikko Ampuja, スンドストロム Cay Sundström, リュードベリ K.-M. Rydberg.

Finland's Relations with the Soviet Union 1940-1941

Hiroshi MOMOSE

The origin of the “Continuation War” fought by Finland against the Soviet Union between 1941 and 1944 is the subject of discussion. The writer has spent a fairly long time on research of Finland's relations with the Soviet Union in the period coming down to the Second World War. The purpose of the study is not only to reorganize the course of historical events, but also to examine difficult problems which political leaders of a small state had to cope with in an era of power politics. The present essay is a supplementary work to the same writer's *A Diplomatic History of Eastern and Northern Europe: A Study of the Soviet-Finnish Relations* (Tokyo: Fukumura Shuppan Co. Ltd., 1970), a monograph, which deals with the background to the Winter War. The writer first refers to controversies developed by various historians in Finland and abroad, and then comes to draw an outline of the political development leading to the outbreak of the Continuation War. In first three chapters the writer describes how Finland was compelled to give up hope for an orientation toward Northern neutrality, how the German demands for military transit were met by Finnish leaders who expected that the existence of German troops in the Finnish territory would protect independence of their country, and how Finland was involved in Hitler's war against the Soviet Union. The following two chapters are devoted to analysis of the views of Paasikivi, who had been critical of the foreign policies of the Finnish government, and also to description of the activities of the “Vapaa Sana” group and the SNS.